

令和7年第4回（12月）大郷町議会定例会会議録第2号

令和7年12月3日（水）

応招議員（12名）

1番	鈴木安則君	2番	赤間繁幸君
3番	鎌田暁史君	4番	鈴木利博君
5番	赤間則幸君	6番	佐々木和夫君
7番	鈴木恵子君	8番	金須新一君
9番	田中三恵子君	10番	熱海文義君
11番	高橋重信君	12番	石垣正博君

出席議員（12名）

応招議員と同じ

欠席議員（0名）

なし

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	石川良彦君	総務課長	熊谷有司君
財政課長	菅野直人君	まちづくり政策課長	高橋優君
復興推進課長	武藤亨介君	復興推進課技監	櫛濱学君
税務課長	片倉剛君	町民課長	千葉昭君
保健福祉課長	小野純一君	農林振興課長	本間文二君
商工観光課長	武田力也君	地域整備課長	遠藤歩未君
上下水道課長	赤間良悦君	会計管理者	伊藤義継君
学校教育課長	角田倫明君	社会教育課長	齋藤正智君

事務局出席職員氏名

事務局長 三浦光 次長 千葉真弓 主事 高橋映瑠

議事日程第2号

令和7年12月3日（水曜日） 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問〔3人 6件〕

◎一般質問通告順

7. 2番 赤間繁幸 議員
8. 1番 鈴木安則 議員
9. 4番 鈴木利博 議員
- 日程第3 同意第2号 大郷町教育委員会委員の任命につき同意を求め
ることについて
- 日程第4 議案第50号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関
する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第51号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関す
る条例の一部改正について
- 日程第6 議案第52号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第53号 大郷町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第54号 大郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一
部改正について
- 日程第9 議案第55号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更につ
いて
- 日程第10 議案第56号 令和7年度大郷町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第11 議案第57号 令和7年度大郷町国民健康保険特別会計補正予
算（第3号）
- 日程第12 議案第58号 令和7年度大郷町介護保険特別会計補正予算
（第3号）
- 日程第13 議案第59号 令和7年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正
予算（第2号）
- 日程第14 議案第60号 令和7年度大郷町水道事業会計補正予算（第3
号）
- 日程第15 議案第61号 令和7年度大郷町下水道事業会計補正予算（第
2号）

本日の会議に付した案件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 一般質問〔3人 6件〕

◎一般質問通告順

7. 2番 赤間繁幸 議員
8. 1番 鈴木安則 議員
9. 4番 鈴木利博 議員

- | | | |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第3 | 同意第2号 | 大郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第4 | 議案第50号 | 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第51号 | 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第52号 | 職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第53号 | 大郷町税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第8 | 議案第54号 | 大郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第55号 | 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について |
| 日程第10 | 議案第56号 | 令和7年度大郷町一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第11 | 議案第57号 | 令和7年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第12 | 議案第58号 | 令和7年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第13 | 議案第59号 | 令和7年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第14 | 議案第60号 | 令和7年度大郷町水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第15 | 議案第61号 | 令和7年度大郷町下水道事業会計補正予算（第2号） |

午 前 10時00分 開 議

議長（石垣正博君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石垣正博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、4番鈴木利博議員及び5番赤間則幸議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（石垣正博君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

2番赤間繁幸議員。

2番（赤間繁幸君） 皆さん、おはようございます。

通告順位7番、赤間繁幸でございます。これより一般質問をさせていただきます。

初めに、国立社会保障・人口問題研究所の令和5年の推計によりますと、本町の人口は10年後には6,006人、25年後には4,278人にまで減少するという見込みでございます。人口減少は、本町だけではなく多くの自治体、そして国が抱える問題ということは言うまでもございません。

本町の総合計画では、魅力的な雇用環境づくり、若者の定住促進、少子化対策、子育て支援など、住みやすいまちづくりに向けた各種施策を展開することで、令和16年度の戦略人口を7,000人と目標を設定してございます。より効果的な施策を実行していくことで、目標を達成していかなければならない、そのように考えてございます。

しかし、様々な施策を実行していくには、財源をどうするかという課題がございます。

広報おおさとの11月号には、令和6年度の決算概要、令和5年度との比較、また、基金残高、町債残高におきましては令和4年度からの推移が掲載されておりました。財政に余裕があるとは言いがたい状況でございます。今後、老朽化したインフラの改修や社会保障費の増加など、財政がますます厳しくなっていくことが予想されます。

政府のほうでは、租税特別措置補助金見直し担当室が設置されました。政策効果の低いものを廃止・縮小することで財源を確保して、責任ある積極財政へつなげていく考えのようでございます。

執行部をはじめ職員の皆様方が常々考えているのは承知の上でございますが、本町でもしっかり財源を確保し、より効果の高い施策を実行していただきたい、そのように考えてございます。

来年度の予算作成がもう既に始まっていると思っております。そこで、令和8年度は財源確保のため、どのようにして収入を増やしていくのか、また無駄な支出を減らしていくのか、具体的な考えをお伺いいたします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

赤間繁幸議員の令和8年度の財政についての御質問に答弁をさせていただきます。

令和8年度の収入増加及び支出削減の具体的な考えにつきましては、当初予算編成に当たり、全課に予算編成方針等を通知するとともに、予算要求・会計事務説明会を開催し、財政状況、基金や公債費の推移等について改めて周知の上、要求上限額のめどを示したところであります。

具体的には、歳入において町税及び使用料等の収納に万全を期し、収入未済額の縮減に努め、未利用財産の活用、企業誘致、定住促進、ふるさと納税の確保などによる自主財源確保を積極的に進めることとしております。

歳出においては、既存事業の効果や実績の分析による事務事業の見直し、業務内容や繰越金等を踏まえた各種補助金の適正化、需用費の削減等を徹底しながら、事業の優先順位を確認して計画的に進めることとしております。

以上、第1回目の答弁とさせていただきます。

議長（石垣正博君） 赤間繁幸議員。

2番（赤間繁幸君） これより、すみません、ちょっと何か最近、回らなくなってきたんです。

これより再質問をさせていただきます。

質問の前に、最初に人口減少についてちょっと触れましたが、やっぱりその対策の一番というのは、この町に今住んでいる私たちが、本当に生活しやすいまちづくりをしていくことが大事なんだなと考えてございます。

そう考えたときに、今やっぱり、交通に関しては町のほうでこれから見直しをするということでございます。そしてあとは、買い物に不便を感じていらっしゃる方がだんだん増えてきていると、私もその一人なんですけれども。

町長は、公約の中でスーパー誘致ということ掲げてございました。これはやはりもう最重要、最優先課題だと思ってございます。ある知人に、東京の大手スーパーさんの開発担当の方にちょっと声がけをしていたところ、やっぱり商圈人口が少な過ぎるので、やっぱり採算を取ることが難しいという答えをいただいたみたいなんです。もちろん当然のことだなど。

昨日、ちょうど鎌田議員の一般質問の中でスーパーの話が出たんですが、その中で町内の魅力は交通量が多いという回答があったと思うんで

すけれども、やっぱり基本的には生活人口がないと小売業というのは成り立っていかない、採算は取れないんだろうなと思っております。

鎌田議員が昨日言いましたけれども、やはり公設民営というのは、やっぱりスーパー誘致には、本町に関して言えば、これはもう最低限の条件なんだろうなと思っております。その財源を確保していくために、やはり支出の引締めと自主財源を増やしていく努力をしていかなければならないんだろうなと、改めて思った次第でございます。

そこで、御回答の中に具体的な歳入を増やすのには、町税、使用料を増やしていくということもありますが、やっぱり早いのはありますね、ふるさと納税です。やっぱり寄附額の50%をそのまま自主財源に持っていけるといのは魅力の一つなんだろうなと思っております。

そこで、令和6年度の寄附額が本町では5,662万5,000円でございます。令和5年度の比較をしたときに215%、前年比215%、すごい数字なんです。全国的に見ると113%なんです。やっぱりすごい頑張ってもらったなと思っております。

この増えた、頑張った増えた要因について何かあれば伺いたします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。

現在、返礼品を御提供いただいている事業者様のほうと意見交換の場を設けまして、それぞれ抱えている課題というところをお話合いをしたというところが一つの方策になっているのかなというところと、あとは「さとふる」というふるさと納税のサイトでございますが、これ全国的にもシェアが4分の1ほどを持っているサイトでございますけれども、本町のほうではこれまで導入しておりませんでした。

というのは、今うちのほうで中間事業者というところで、そのサイトの間で事業のほうを支援していただいている業者さんがありますが、こちらが介入できないという仕組みに「さとふる」さんはなっております。事業主さんの負担というのがサイトの掲載費であったり、写真の撮影であったりという、今までお願いできていた部分ができないというところがございまして、本町のほうでなかなか事業者さんのほうから御理解を得られず、そのサイトには入っていなかったということがありますが、改めて御説明をさせていただいて、足りないところは職員がお手伝いしますので、何とかサイトを入れたいということで入れた効果というものが大きいというふうに思っております。

議長（石垣正博君） 赤間繁幸議員。

2番（赤間繁幸君） やっぱり職員の皆さんの頑張りが、こうやって数字に現れたんだなって改めて思いました。

そこで、今年予算書を見たときに、寄附金の目標額、予算額が約5,000万円だったと思うんですね。やっぱりその予算づくりの上では仕方がないので、前年より下がった形の予算になりますので、実際令和7年度はどれぐらいを見込んでいるのか、お伺いします。

議長（垣正博君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。

令和7年度も様々な取組を行っておりますが、現実として、1番は米、本町の場合は6割が米でございますので、米の必要な時期に米のほう御用意できなかつたと。事業者さんのほうに最初お願いをしましたがけれども、できなかつたということが大きく響いております、今のところ、1,125万円ほどの金額ということで、大幅に今年は落ちております。これから12月の書き入れどきということもありますので、本町のほうでも様々な取組をこれからも行いますが、そのような状況でございますので、何とか前年度までには持っていきたいという気持ちがありますが、現実はかなり厳しいのかなというふうに思っております。

それで、同じふるさと納税ですけれども、今は企業版のふるさと納税のほうにもシフトを切りまして、1,860社にDMを送って、本町の企業版ふるさと納税に御協力いただけないかということをして11月に行いました。額は少額ではございますが、11月をお願いをしてから2社から企業版ふるさと納税がありましたので、そのような活動で個人・企業版合わせて、何とか予算のほう財源の確保をしたいというふうに思っております。

議長（石垣正博君） 赤間繁幸議員。

2番（赤間繁幸君） 今、企業版ふるさと納税というお話がございました。

もうぜひですね、やっぱり大変だと思います、これも。どうやって本町の魅力というか、そういったものをアピールして、企業さんから応援をいただくかというのは本当に難しいことだと思います。

それと、やっぱり先ほど米の確保がちょっと難しかったという話があったんですけども、その辺に関して、難しくなった原因というか、そういったものというのは何か分析されているところはあるのでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。

やはり米の生産業者さん、たくさんありますけれども、生産業者さんのほうでやはり米自体の需要が非常にあるものですから、なかなか町のほうに回すというところがなかなか、町の分にこれまで回していた分の米の量を確保するのがなかなか難しいというところがございます。

それからもう一つは、やはり個別に仕分をしてお送りするという手間、これが非常に業者さんにとっては負担になるということでございましたので、この米のほうの仕分をして送るというところをシステムの的にできないかというところで、今年度、いろいろ皆さんのほうから話をお伺いして、システムづくりができないかということで、今、検討しているところでございます。

議長（石垣正博君） 赤間繁幸議員。

2番（赤間繁幸君） そうですね、私も米は作っていますので、やっぱり需要が多くなって、そっちに回していくというのは本当にそうだなと思います。

ただ、私も含めなんですけど、個人農家さんもいますので、その辺にも声かけしてもらえれば、ある程度米は集まるのかなと思います。

ただ、今おっしゃったとおり、仕分・発送ですよ。精米して、仕分して、発送する、その仕組みがないとやっぱり個人でやってもなかなか米は出せない。町のためになると思って出したい気持ちはあるんですよ。ただ、その手間を考えるとなかなか難しい。

その仕組みづくりを今やってらっしゃるということだったんですけども、その仕組み、やっぱり私は公社さんというのが一つのポイントになると思っているんですね。公社さんとそういった話というのはしたりするんでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。

これまでもお話をしておりましたし、今年度、改めてそういうお話をさせていただきました。

ただ現状として、なかなか難しいというお話をいただきましたので、町のほうで要するにその人件費に見合った分の委託料を検討してもいいので、何とかそのような形の検討を進めていただけないかというところでお話をしているところでございます。

議長（石垣正博君） 赤間繁幸議員。

2番（赤間繁幸君） 委託料、ぜひやっぱりそれは必要経費になってくるんだ

ろうなと思っております。

あと、その点でちょっとやっぱり人ですよね、人員をどうやって確保していくかということ考えたときに、やっぱり公社だけで解決するのではなくて、町として何か手伝えることがないか、町としてというのはちょっとおかしい言い方なんですけれども、地域おこし協力隊の方、今3名ほどいらっしゃると思うんですけれども、その方たちが週に1回でもお手伝いというわけではないんですが、その業務をしてもらうということができれば、公社の負担も減っていくんじゃないのかなと思うんですが、地域おこし協力隊の方々にそういったことをお願いするということか、町として依頼するということはできるんでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

地域おこし協力隊が3名いるということになっております。実際、活動の目的というものがそれぞれある中で活動のほうをしているというところはございます。

その中で、時間的に空いている部分であったりというのが発生するかどうかというところはあるかとは思いますが、その活動の中で、そちらの活動というのをもちろんメインでやってもらうという中で、そういった時間がつくれるかどうかというところの調整をしながら、その作業というのできるのかどうかというのは確認してみたいと思います。

ただ、そこでできるというようなところまでの御回答はできかねます。

議長（石垣正博君） 赤間繁幸議員。

2番（赤間繁幸君） 御相談していただけるということで、やっぱりそうやって町に関わることですけれども、一つのこれは事業になると思っておりますよ。だから、地域おこし協力隊の人たちがこれをちょっとやってもらって、事業性があるなと感じていただけるのであれば、これを事業として、協力隊を卒業した後に一つの定住につながる可能性もあるのかなと思いますので、その辺のことも考えてぜひ御検討いただければなと思っております。

それと、道の駅に行っていて、やっぱり米を見ていて思うんですけれども、今年やっぱり高いですね。玄米1袋30キロで大体2万円ぐらいが今の売価でした。

その2万円に対して、お客さんは2万円払って商品をもらいますと。道の駅では手数料14%取るので、2,800円手数料としてもらいますよね。

残った1万7,200円ですか、それが生産者の方の収入になると。

1万7,200円、今年、正直な話、業者さん1万6,000円ぐらいで買っていきます。1,200円しか、1,200円しかという言い方もちょっとあれなんですけれども、今年の売価を見れば1,200円しかという話なんです、なかなか儲けが薄いだろうなと思うんですよね。

そこで思うのは、やっぱりふるさと納税、そこに米があるんですよ。今、米不足だと、なかなか集められないと言うんですけれども、米はある。その商品がただ買われていく、さっきのような形で買われていく。それをその場で、道の駅でふるさと納税してもらって、お客さんが持ち帰ってもらう。そうすれば送料も要らないですし、サイトの手数料も要らないですよ。

そうすると、大体15%とかは浮いてくるんですよ。納税、30キロだと、安くて7万円とかなんですよ、今サイトを見ても。8万円とか9万円というのは普通に出ていて、仮にそこで7万円の設定すれば、その商品、最大30%ぐらいまでは仕入れで見れるということなので、生産者の方には2万1,000円払えるわけです。14%道の駅に手数料をお渡しできれば、大体1万円近くになるんですよ。

消費者の方は、手出し2,000円です。道の駅では2万円だったから、2,800円が1万円ぐらいに手数料増える。生産者の方は1万7,000円から2万円ぐらい、また儲けが増えるという言い方になってちょっとあれなんですけれども、そういった仕組みをつくっていくことも一つの可能性なのかなと思います、その辺はぜひ検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。財政課長。

財政課長（菅野直人君） お答えいたします。

今、議員さんからお話しあった方法、確かに一番手っ取り早い方法というふうに考えておまして、実はゴルフ場のほうでは現地決済型を前年度から取り入れております。

ただ、その場合にやはりゴルフ場さんのほうの御協力といいますか、手間がかかる分がありますので、その辺の御理解をいただく必要があります、公社さんのほうにもそのような方法、自販機とかであれば一番いいんでしょうけれども、設備投資も結構かかりますので、そのような違う方法の現地決済ができる方法というところは、うちのほうの中間事業者さんも通して、一応話合いの場は設けております。

やはりそこら辺の公社さんの職員の理解というところが深まらない

と、うまく回らないというところがありますので、その辺はこれからも継続して、そのような方法ができないかというところは進めていきたいというふうに思っております。

議長（石垣正博君） 赤間繁幸議員。

2番（赤間繁幸君） 一つの同じ商品が公社さんも収入増えますし、ぜひやっていただきたい。

何というんですかね、現地決済型の、早い話が紙とお金があればできるだけですよね。基本的には道の駅さん、公社さんでそんなに手間にはならないんじゃないのかなというふうにも思いますので、改めてその辺は言っていただければなと思いますので、よろしくお願いします。

そうしましたら、あと、やっぱり収入を増やしていくというのは、ふるさと納税になってくると思うので頑張っていたきたいなと思います。

あと、支出を減らすということ、歳出を減らすということ考えたときに、事務事業の見直し、業務内容とか見直しをしていくということなんですが、昨日の質問の中でも牧場の話が出ましたよね。98.6ヘクタールですか、大体借りている面積が。それに対して193万6,000円、令和6年度決算ですね、賃料として支払っている。これがずっと続いている状況だと。

さらには、管理費もかかっているという状況の中で、これに対して、改めて町は、何ていうんですかね、どういう考えを持っているのか、どういう評価をしているのか、どういう改善をしていきたいのかというのがちょっとあんまり見えてこないなと思うので、その辺についてちょっとお伺いさせていただきます。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答えさせていただきます。

旧大郷牧場のこれからの活用というところは、本当に町としても非常に大きな課題として認識してございまして、まずは現在事業として使っていただける方がいらっしゃれば、本当にそれでお貸しするということが最適解なのかなというふうに、現時点では考えるところではありますけれども、こういう状態で20年以上続いているというところもありまして、なかなか今後の見通しというのが見えてこないというような判断をいずれせざるを得ないということもひょっとすると考えられるかと思えます。

そのときになったときには、今現状、旧牧場時代からあります建物な

どというものもございますので、そういったところをどうしなきゃいけないか、それを建物など上物をまずどういうふうにして扱っていかなくちゃいけないかというところも、一つの大きな課題ではありますけれども、そういうところも考えながら、旧牧場というのをいつまでも借り続けるというところにはいかないという選択肢がひょっとすると今後出てくるかもしれません。

そこは、今後どのようになっていくかというのは、まだ現時点でははっきりと申し上げることはできないんですけども、本当に事業用地として使うというところのほか、もし使えない場合には、場合によっては町としても手放すということも一つの選択肢としては考えなきゃいけないのかなというふうには思っているところでございます。

以上です。

議長（石垣正博君） 赤間繁幸議員。

2番（赤間繁幸君） 今のお答えを聞いていると、その解決策としてはもうゼロか100かというようなことだなと思いました。

ただ、ずっと二十数年やっている中で、うまく利用できない中でも経費を抑えるための、何ていうんですかね、改善策ということは考えてこなかったのかな。

つまりは、賃料を下げるといような発想とかって出なかったのかなって普通に思うんですよ。

さっき98.6ヘクタールを193万6,000円で借りているとなると、10アール当たり大体1,963円で借りているんですよ。これ山を借りる値段として、ちょっと私は高いんじゃないのかなというふうに思っているんですよ。その辺について少し考えていただければなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答え申し上げます。

地権者様とのお話合いというものがもちろん必要になってくるところはありますけれども、先ほどの答弁では申し上げなかったんですけども、今、赤間議員がおっしゃっていただいたその賃料について見直すということも一つの案としては考えたことはございますので、これから地権者さんとお話合いを持つというふうなことになるときに、そういったところもまた一つ考えなければいけないところかなというふうには考えております。

以上でございます。

議長（石垣正博君） 赤間繁幸議員。

2番（赤間繁幸君） ぜひその辺は交渉していただきまして、今、町としては何の利用もできないので、今、返しても地権者さんも困ると思うので、ちょっと賃料下げさせてくださいと。利用できたらまた賃料上げさせてもらいますとか、そういったようなことでぜひ検討していただきたいなと思います。

それに関して言えば、昨日出ていましたけれども、ふれあい農園も同じだと思いますので、その辺もお願いします。

あと、旧櫻井邸住宅というところもあると思うんですが、あそこはどのように利用していくかというのは、何かその考えとかというのはあるんでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長（高橋 優君） お答えいたします。

旧櫻井邸でございますが、これまでも数社、企業さんと活用というところでお話をさせていただいた経過がございます。

そういった中で、最終的には実っていないという部分がありますので、そのままの状態で今残っているというような状況もございます。

ただ、もうこちらについても年数が経過してて、民間の企業さんもなかなか厳しいと、町としてもあそこを活用して何らか交流の拠点にするとか、そういったことができないというような判断方針に至れば、また別の形での活用というところも考えていかなくちゃいけないのかなというふうには思っているところでございますが、まだ今のところ、町のほうとして最終的な方針といったところでの決定ということまではいっていないというような状況でございます。

議長（石垣正博君） 赤間繁幸議員。

2番（赤間繁幸君） 決定まで、方針決定までいっていないという状況だということなんですが、何ていうんですかね、その方針決定はどうやってするんですか。

言い方あれなんですけど、いつまでと言ってもあれなんですけれども、どのようにしたいのかというのがちょっとはつきりぜひしていただきたいなと思うんですけれども、今日、私の質問というのは収入を増やすということも一つだと、財源をつくるためにということで、やっぱり町としてもどうしようもないと、正直、であれば、もうある程度の条件をつけて民間に払い下げるとか、そういったことを検討する段階なんじゃないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 今御指摘いただいたことについて、いろんな角度の中で決算案とかなんかでもいろいろ出ておりました。

その中で旧大郷牧場についてもなんですが、やはり使い方、目的がはっきりしてなくて、うちで経費かけているということはやはりいかがなものかと思えます。櫻井邸については、課長が答弁したとおり、何社かというか、複数の事業についての交渉というかはこれまであったんですが、まだ具体的にそれを決定していないし、今後もなかなか難しいんだと思えます。

それを町で、例えば櫻井邸の住宅について、町が全面的に事業を展開するとなったらどのような方法がいいのか、あるいはどのような予算の内容、経費の範囲内で行えるかということを検討しなければならない。非常に難しい問題だし、と言いつつも何年か経っておりますので、このままにしておけば維持管理というか、かかりますし、今回というか、今年度においても周りの外構というか、そういう工事費もかかっておりますし、そういったことが今後ともあそこ周りも木というか、樹木もありますし、あるいは隣接している住宅もありますので、当然維持費は年に100万円、200万円ではきかない数字になっていくんだと思えます。

その辺を踏まえながら、使用目的を考えていく。ただ、契約の段階で、櫻井邸住宅を町で受け取るというか、その段階での使用目的なんか制約ありますので、その辺については元の所有者の方々とやはりきちっと、使用目的が変更になるのであれば、そこは話し合いをしていかないと無理な部分があるので、その辺についてもなるべく早い段階にこういう使い方できないか、あるいはただいまの赤間議員からのやつで、どこかに思い切って放すということの考えもあるんですが、その辺についても、いずれにしてもこれまでの町に対する譲渡の中での契約がありますので、その決め事を外していいかどうか含めて、そこからスタートになると思えます。

いずれにしてもこのままにして置けないので、何らかの方向というか、使用目的をはっきりさせて、方向性を目指していきたいと思えますので、よろしく願います。

議長（石垣正博君） 赤間繁幸議員。

2番（赤間繁幸君） 使用目的に合ったということなんですが、そうすると、やっぱりちょっと大変なんだろうなと思うんですけども、やっぱりそこは前の所有者の方としっかり話し合いを持っていただいて、正直、その

辺の話って多分今していないとは思いますが、今後ぜひやっていただきまして、少しでもあの場所を町にとって有効活用できるような方向を示していただければと思います。

私、今回この質問をするに当たって思ったのが、やっぱりよくPDC Aサイクルというのがありますよね。Pは立ってます。Pはありますよね。D、やりますよね。CとAってどこに行ったのかなというふうに思うんですよね。

PDDDDか、PDPDPDみたいになっているような、本当にP P A Pじゃないですけど、何かそんなふうに思って、本当しっかりとCとA、今、町にとって必要なのはCとAなので、そこをしっかりと町として取り組んでいただければいいのかなというふうに思っています。

その中で、やっぱり縮小するべきは縮小、やめるものはやめる、それをはっきりとさせていただくことがやっぱり大事になってくるんだろうなというふうに思っていますので、そこをぜひやっていただきたいなと思います。

最後に、そういう中でちょっと令和7年度の予算書を見ていて、あれっちょっと思ったことがあるんですけども、通園バスの運行経費、補助金ですよね。それが令和6年度まで1,917万3,000円だったんですね。これは予算審議の中で言ったかもしれないんですけども、令和7年度には581万5,000円、1,335万8,000円削減されているんです。もちろん利用者が減っているということがあるんだと思うんですが、それをしっかりと把握されて、こうやって削減につなげたということは、私はすごい評価すべきことだと思っております。

その辺の経緯について、改めてお伺いさせていただければと思います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） お答えいたします。

通園バスにつきましては、令和2年に園のほうが民間に移ったときからのお約束で、バスのほうを町のほうで費用を見ながら運行するというのをやってございました。

ところが、議員御指摘のとおり、かなりの金額がそちらのほうに入っていたということもありまして、前年度に、前の年度に御父兄の方といろいろお話をさせていただいて、できることであれば自分で送ってきてもらえないか、迎えに来てもらえないか、できる限りやってほしいということをお願いしまして、うちは協力できるからというのも一件一件、町と園が一緒になりまして父兄の方々とお話をして下げていってもら

って、もうどうにもうちは何ともならないという部分だけをルートから何からを考えて、全部回るルートも台数も3分の1というような形にできたので、今回このような経費のほうを低く抑えることができた。全ては園と保護者の方の御協力の下というものでございます。

議長（石垣正博君） よろしいですか。

2番（赤間繁幸君） 終わります。

議長（石垣正博君） これで赤間繁幸議員の一般質問を終わります。

次に、1番鈴木安則議員。

1番（鈴木安則君） おはようございます。

通告順位8番鈴木安則、一般質問よろしくお願いたします。

昨日の鎌田議員及び赤間則幸議員と重複する部分がございますが、通告書どおり質問させていただきます。

大綱1、SSP構想について。

9月にSSP事業が中止となり、地権者の多くは大変残念に思っております。

ここ11月とありますが、10月に訂正をお願いします。

10月に地権者説明会が行われ、以下の点について伺います。

（1）SSP事業用地20ヘクタールを全て町で購入するのか伺う。

（2）SSP構想用地60ヘクタール（SSP事業用地として20ヘクタールを除く）をどうするのか伺う。

（3）11月に農地60ヘクタールについて、地権者60人、3法人、1団体に対してアンケート調査を実施した。その調査結果を公表するのか伺う。

大綱2、防災士について。

防災士の資格取得を各行政区に協力要請はしているものの、なかなか予定どおりに進んでいないのが現状である。防災士は、災害時の避難所の運営時に欠かせない強力な人材であり、防災訓練等でも指導的存在である。

以下の点について伺う。

（1）現在、防災士有資格者は何名か。

（2）防災士の役割等具体的な内容について伺う。

（3）防災士の組織化の予定はないか伺う。

よろしくお願います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 鈴木安則議員の大綱1つ目のSSP構想についての御質

問に答弁をいたします。

(1) のSSP事業用地を購入するのにかんしましては、SSP事業の中止により、地権者の皆様が大変残念に思われ、また、今後の見通しについて不安を抱えている方もいることは重々承知しております。

SSP事業用地として買収を予定しておりました約20ヘクタールの農地につきましては、土地利用方針が明確に定まっておりませんので、現段階において町が買上げを行う予定はございません。

(2) のSSP構想用地をどうするのかにつきましては、現在、意向調査の集計を進めている段階であります。この集計結果などを踏まえ、町として今後の構想の方向性について決定してまいります。

鎌田議員への答弁と同じ内容となりますが、町としての方針がまだ決定していないため、決定後に改めて御報告をさせていただきます。

(3) の地権者意向調査の結果につきましては、公表する予定で検討しております。後日開催の調査特別委員会において、議員の皆様には先に共有をさせていただき、その後、調査に御協力いただきました地権者の皆様へ詳しく御報告をする予定になっております。

この過程を経て、町民の皆様には今後のSSP構想の方針について公表をいたします。

次に、大綱2つ目、防災士についての御質問に答弁をいたします。

(1) の防災士有資格者は、各地区の自主防災組織として4名おります。

(2) の防災士の役割等につきましては、自助・共助・協働の基本理念に基づき、地域や職場の防災活動を推進し、災害から人々の命と暮らしを守ることとなっております。具体的には、平常時は自主防災組織等での防災意識の啓発・教育及び防災訓練の指導者となります。災害発生時には自助・共助の実践、初期対応や避難誘導、避難所運営の補助等になります。

(3) の組織化の予定につきましては、町内での有資格者が10名程度になりましたら組織化を図り、防災士のスキルアップのため、情報交換会や研修会等を実施していきたいと考えております。

議長（石垣正博君） 鈴木安則議員。

1番（鈴木安則君） それでは、まずSSP構想についてですね、土地利用が定まっていないので、現段階では町が買う予定はないということの回答をいただきましたが、10月30日の河北新報において、「同社の事業エリアだった20ヘクタールは、町が地権者と売買に関する覚書を交わし

ている」とございます。

これについては白紙撤回という形になるのでしょうか、伺います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えさせていただきます。

地権者の皆様と覚書を交わさせていただいた内容につきましては、その期限が切れておりますので、現段階では白紙というところでございます。

以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木安則議員。

1 番（鈴木安則君） それでは、20ヘクタール及びその他20ヘクタールを含む40ヘクタールについては、今の段階では見通しが無いということで。

先日、10月28日、大郷スマートスポーツパーク構想第2回事業経過報告会が開催されました。

その中で、SSP事業が中止・撤退したことは非常に残念ですが、中止・撤退後の代替案がないかということで、町としては何らそういう代替案もなく、地権者様から非常に厳しいお叱りをいただきました。

今後は、構想の60ヘクタールについて、地権者の納得のいく内容を提示しなくてはならないと思います。これについて、町、地権者、議会と協議をしていくことがとても大事なのではないかなと思います。

その中で、アンケート調査が行われました。

アンケート調査について伺います。

アンケート調査結果を公表するのかということで、まず地権者のほうに公表すると。その後、町民全体ということで、公表する手段はどういう形ですか伺いたいと思います。例えば広報なのか、議会広報なのか、それとも書面なのかということをお伺いします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えさせていただきます。

まず、地権者様に対する公表の方向性につきましては、説明会等でしたり対面で御説明させていただきたいと考えてございます。

その後、町民の皆様につきましては、広報紙等取れる手段を検討の上、一番皆さんの目についていただける方法を検討して公表させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（石垣正博君） 鈴木安則議員。

1 番（鈴木安則君） 公表する内容について、1 番の数的に多いものだけなのか、それとも分類分けして全てを公表するのか伺います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えさせていただきます。

公表する内容につきましては、まだ決定はしてございませんが、まずいただいた御意見の数値化したもの、そこにつきましては、しっかり定量的に説明させていただく資料を公表したいと思えます。

以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木安則議員。

1 番（鈴木安則君） その他の意見の取扱いはどうするのか伺います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えさせていただきます。

その他の意見につきましても、いろいろな御意見をいただいております。そういった中で、公表する範囲につきましては、当然個人の特定されるようなものであってはいけないと思っておりますので、大枠としまして、こういった御意見がありましたという形で公表させていただければなというところで現段階で考えてございます。

以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木安則議員。

1 番（鈴木安則君） このアンケート調査結果において、町長が全て御覧なっていますか。伺います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） まだ全て返ってきていません。

途中の分はある程度、一つ一つじゃなくて、これぐらいのこういう意見があったという報告は受けております。

議長（石垣正博君） 鈴木安則議員。

1 番（鈴木安則君） 全て回答が返ってきた段階で、町長にはぜひ全数お目通しをいただきたいなというふうに思います。

私も被災者の一人として、地権者の一人としてこのアンケート調査を回答しております。

その他のところにいろいろ書かせていただきましたものをちょっと皆さんに聞いていただきたいなと。

まず、SSP構想の用地について、水害の場所でございます。その後、水害のことをやっぱり風化させてはいけないというふうに私は思います。

そういう中で、町営の運動公園などを整備できないのかなと。確かにお金もかかります。時間もかかります。ただ、その辺について、やっぱ

り今後、5年後、10年後を見据えた中で、そういう整備ができたらいいななど。

1つは、令和元年の10月に堤防決壊により水害で被災した場所であり、その原状回復であればやっぱり全くの復旧であり、復興にはつながっていかないんじゃないかなと。

2番目に、現状では野球場、テニスコート等もありますが、中規模程度の大会を誘致できるほどの施設には至ってないのではないかと。

3番目に、駐車場完備の運動公園として整備されれば、土曜日・日曜日と子供たちの試合や練習等で親子が集え、かわまち事業にもいい効果をもたらすのではないかと。

4つ目、全テント型室内グラウンドの併設により、天候にも左右されず、町内外から子供たちの量が見込めるということで、そういうことが実現すれば交流人口が増えることにより、定住人口がまた見込めるんじゃないかなということで、私も勝手に妄想すると、大郷町復興記念総合運動公園、ちょっとどうなのかなと。これは私の妄想だと言われればそれでいいんですが、妄想から夢に変わる、夢から目標に変わることによって実現できるんじゃないかなというふうに考えます。

そういうようなことで、ぜひこれについて検討協議をお願いしたいなというふうに思います。

続いて、このスポーツパーク構想の地権者の意向調査票についてなんですが、回答者氏名及び土地所有者名義人の記入とございますが、課の狙い、課の狙いをちょっと伺いたいんですが。

議長（石垣正博君） 答弁願います。復興推進課長。

復興推進課長（武藤亨介君） お答えさせていただきます。

個人情報等を記入していただいた目的でございますが、決して特定の方を判別させるという、目的としては今後何か計画を立てていく上で、例えばですけれども一団の土地をまた確保できるとか、そういった配置的な分布的なところを確認させていただきたいというのが一番の目的でございました。

決して公表することを目的としてございませんので、そこのほうはしっかり御説明させていただきたいと考えてございます。

以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木安則議員。

1番（鈴木安則君） ありがとうございます。

ただ、地区民の間では、名前を記入した場合に本音を書きづらいなと

いう方が、直接私、何名からか言われております。

ですから、そういった町とか課の狙いがあるのであれば、通し番号で、何番が誰にいったという、町側だけで分かるような形にしたほうがいいのかなど。

名前を書いてくださいと言われると、なかなか本音が出ないのが現状だと思うんです。やっぱり私もそうですけど、臆病人間というのは名前出すとなかなか本当のことが言えないということで、この辺については今後、そういったものを出すときにはちょっと検討していただいて、住民がアンケートに対応しやすいようにしていただきたいなというふうに思います。

それでは、大綱2の防災士について伺います。

現在、防災士有資格者は何名かということで、4名という回答がありますが、町としては何名ぐらいの有資格者を目指しているのか伺います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） お答えさせていただきます。

町としましては、昨年度からこれは実施しているものでございまして、各地区1名は配置をしたいというふうに思っておるところでございませう。22名でございませう。

議長（石垣正博君） 鈴木安則議員。

1番（鈴木安則君） それでは、防災士の具体的な内容については先ほど回答いただきましたのでよろしいかと思ひます。

私も防災関係にちょっと携わった者として、組織化というものについて非常に大事なもののかなと。

今現在4名ということなんですが、4名でも組織化をちょっと考えていただきたいと。彼らは町で全額助成している中で、町とか行政区から多分依頼されて、人選されて、防災士の資格を取っていると思うんです。防災士の資格、結構大変な内容なんですね。2日間まるっきり勉強しながら、最後にテストがあります。そのテストでも合格しないと防災士の資格が取れないという、結構難しい部分なんですね。

そういう中で、現在4名有資格者がいるということをお聞きしましたので、やっぱり現在の防災士、個体ではやっぱり何も活動できていないと。組織化にすることによって、互いの情報交換及び情報共有ができるんじゃないかなと。不定期でも情報交換の場を持つことがとても大事なんじゃないかなというふうに思ひます。

災害時、誰がどんな役割をするのか、これは防災士同士で協議することも非常に大事なのかなど。災害時の避難所運営等にも大きく関わりを持つことも大事、彼らも避難所運営についてかなり勉強してきております。

令和元年の水害時の避難所運営でもいろいろな課題を残しましたが、そんな状況を目の当たりにした現防災士がおります。

今後の避難所運営の在り方について、10名で組織ということじゃなくて、4名でも至急組織化をして、まず防災士同士のコミュニケーションを図っていただきたいと。

それについて伺います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 防災士の組織化ということでございますが、まずは防災士になっていただくことを第一義としてございます。

毎年、区長会4月と12月に実施してございますが、その際に区長さんのほうにお願いしまして、防災士の設置というか、各地区1名の配置をお願いしているところでございます。今月も12月16日に区長会を予定してございまして、その際にもまた区長さんのほうにはお願いする予定でございます。

今年度につきましては、ゼロでございます。4月当初にお願いしているところではございましたが、その段階で防災士の養成講座、県内ですと福祉大と仙台大のほうでやっておるんですが、福祉大のほう、ちょっとまだアナウンスというか、ホームページのほうにアップされてございませんので、そのほうが4月の段階でちょっとまだ掲載されてなくて、見ていただいてそれぞれ申込みしていただくということになってございました。昨日確認したところ、今年度、5目のもう1回が来月実施される予定で防災士の養成講座がございまして。申込み期限が今月末頃ということになってございましたので、区長様のほうに再度お願いをして、まずは防災士、今4名ですが22行政区の半数ぐらいはいきたいなとは思っているところではございますが、いずれにしても、その講座が土日でございますまして、2日間まるっきりかかって、今、鈴木議員お話ししたとおり、2日目に試験ということで、それ受からないことには駄目なことでございますので、それなりの人選が行政区においても大変なことだと思っております。

自主防災組織、いざ有事の際には今まで区長さん等、区の役員さん等で組織した中で防災組織のほうで御活躍いただいているかと思っております。

が、防災士を今回それぞれ配置することによって、それが防災士のほうに力を発揮していただくという場面が多々出てくるかと思しますので、まずは防災士をそれぞれ各地区1名配置していただきまして、その後に組織化ということでございます。

組織化を4名でも可能じゃないのかという話ではございますが、その辺も今後どのようにしていったほうがいいのか、4名だけでその4地区だけが情報共有となってくるわけでございますが、まずは防災士のほう各地区1名配置させていただいて、まずはとっていましたので、4名でも組織化というお話でございますが、今後につきましては、その辺も含めてどのような方向が一番いいのか、検討させていただければなというふうに思っております。

議長（石垣正博君）　ここで10分間休憩といたします。

午 前 1 1 時 0 3 分 休 憩

午 前 1 1 時 1 3 分 開 議

議長（石垣正博君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木安則議員。

1 番（鈴木安則君）　それでは、先ほどの続きとして、防災士の方にちょうどお話しする機会があつて、何か連絡あつたのかなということなので、やはり資格取ってからは特に何の動きもありませんということなので、本人の言うことには、資格は取ったものの何をしたらいいか分からないというようなことで、確かに今、その間、災害とかの出番はないんですが、そういう災害が起きたときにまずこういったことをしてほしいとかというやっぱり情報を流すことも大事なんじゃないかなということなので、現在4名の有資格者なんですけど、その4名をちょっと招集して、今後の在り方、例えば、今、各行政にお願いして資格取得を目指していますよとか、最終的に各地区1名の22名にしますよとか、そういった先が見えるような話もちょっとしていただきたいなと思うんですが、どうでしょう。

議長（石垣正博君）　答弁願います。総務課長。

総務課長（熊谷有司君）　お答えさせていただきます。

ありがたいお話でございまして、実際有資格者の方、先ほども町長の答弁にもございましたが、有事の際だけじゃなくて、平時の際も自主防災組織というのはそれぞれ毎年何かの活動をされていると思うんですよ。

その際に、防災士が先頭役となって、いろいろそれぞれの区民向けの講話をするとか、そういうことが本来防災士の在り方、有事の際だけで

はないというふうに私は思っているところでございます。

今後、まずその4名の皆さんにお集まりいただいて、実際、防災士というのはこういう動き、多分勉強されて資格を取得されていると思いますので、再度おさらいの意味でお集まりいただいた中で、今後の活動の内容等もお互い共有できていければ、防災士という資格になったんですがどのような動きをすればいいかというのもちょっと分からない部分もあるかと思しますので、まずは一回お集まりいただいて、それぞれの思いというか、課題とかも多分あるかと思しますので、お話をさせていただければなと思えます。できれば早いうちにさせてもらえればと思っております。ありがとうございます。

議長（石垣正博君） 鈴木安則議員。

1 番（鈴木安則君） 今、早速そういう場を持ちたいということで、本当にありがとうございます。

やっぱり防災士有資格者において、やっぱり勉強した当時は、物すごくモチベーション的にはもう上がっていた。ただ、やっぱり時間がたつにつれて、ちょっとモチベーションが下がってきているんですということを知ったものですから、それじゃちょっとまずいなという形で、今回提案させていただきました。

そういうようなことで、4名でもぜひそういう場を持っていただいて、情報交換なり共有する部分をぜひ町のほうでセッティングしていただきたいなというふうに思います。ひとつよろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

議長（石垣正博君） これで鈴木安則議員の一般質問を終わります。

次に、4番鈴木利博議員。

4 番（鈴木利博君） 通告順位ナンバー9、鈴木利博です。通告に従いまして、一般質問を行います。

まず初めに、大綱1、不登校ゼロへの挑戦。

本町において、不登校の児童・生徒数は県内でも上位に位置づけされてございます。毎年のように、不登校児童・生徒数が多い状況では、慢性化している状況ではないかと思えます。

よって、以下の点についてお伺いします。

まず、（1）慢性化状況から打破するためにも、抜本的な取組が必要と考えられますが、所見をお伺いします。

（2）舟形町、これは山形県にある舟形町での取組事例として、「子供の声調査」を年3回実施しております。本町でもぜひ取り組んでみて

はいかがかと思えます。

続いて、(3) 県内において、不登校児童・生徒をゼロにし、他の市町村からさすが大郷町だと思われる取組を真剣に取り組んでみてはと考えます。

続きまして、大綱2、英語学習へのさらなる取組。

これからの児童・生徒が世の中に羽ばたくときには、英語が話せて当たり前と思われ、英語の指導が必須と考えられます。

以下の点についてお伺いします。

(1) ALTとの関わり方を工夫するとともに、学校での授業以外にも積極的に児童・生徒とコミュニケーションを持つべきと考えますが、所見を伺います。

(2) 夏休みなどを利用し、国内在住の外国人世帯へホームステイできる環境を設けてみてはいかがか。

続いて、(3) 学校生活の中で日本語NGタイムを設け、英語のみでの時間を設けてみてはいかがか。

続いて、大綱3ですね。トマト栽培ハウスの早期解体を。

大松沢地区にある株式会社東北アグリヒトの園芸ハウスが、被災により放置されたままになっています。このままの状況では、景観・地権者への影響が心配されます。

以下の点についてお伺いします。

(1) 株式会社東北アグリヒトへの連絡はどうなっていますか。

(2) 地代の支払いはしっかりとされているのか。

(3) 地権者のことを考えますと、このままの状況が続くのであれば、法的な手続を踏まえ、町が解体費用を負担し、地権者への原状回復をするべきだと考えます。

以上です。よろしく願いいたします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 鈴木利博議員の大綱1つ目、不登校ゼロへの挑戦の御質問に答弁をさせていただきます。

(1)の慢性状況から打破する抜本的、具体的な取組につきましては、慢性化を防ぎ、子供たちが主体的に進路を選択し自立していくために、学校や家庭だけでなく、社会全体での構造的な変革が必要であります。

不登校になる要因は、一人一人様々であり、状況を確認し対応しております。

本人に関しましては、意識調査を年3回実施し、その結果を基に対応しております。また、学校に関しましては、魅力ある学校づくり、教員の指導力向上のための研究授業や視察を実施しております。

家庭に関しましては、担任からの連絡や学校だよりを配布し対応しているところであります。

(2)の山形県舟形町での「子供の声調査」の実施につきましては、本町では意識調査を年3回実施しておりますので、内容を確認し、参考にさせていただきたいと思っております。

(3)の不登校児童・生徒をゼロにすることにつきましては、(1)と(2)で答弁したとおり、要因は様々であり個々のケースに対応してまいりたいと思っております。

次に、大綱2つ目、英語学習へのさらなる取組の御質問に答弁をさせていただきます。

(1)のALTの児童・生徒への関わりにつきましては、授業のほか、学校行事に参加していますが、空き時間などを活用し積極的に関わるようにALTと協議してまいります。

(2)のホームステイできる環境を設けることにつきましては、受入れ先などの情報を入手し、今後検討してまいりたいと思っております。

(3)の学校生活の中で日本語NGタイムを設けることにつきましては、英語の学力向上は、まず日本語での説明が必要であることから、授業ではこれまで実施したことはありません。英会話の向上には有効であると考えておりますので、今後学校側と検討してまいりたいと思っております。

次に、大綱3つ目のトマト栽培ハウスの早期解体をの御質問に答弁いたします。

(1)の連絡はどうなっているかということにつきましては、株式会社東北アグリヒトとは、現在も連絡を取り合っており、必要に応じ直接面会し、打合せをしながら、今後の対応について検討しているところであります。

(2)の地代の支払いにつきましては、2度目の被災以降、お支払いはできていないと確認をしております。

昨年11月末には、東北アグリヒトと町で地権者の御自宅を訪問させていただき、現状について御説明をさせていただきました。東北アグリヒトとしては、地代の支払いや今後について、今月中には地権者への具体的な説明を行う予定となっております。

(3) の町が解体費用を負担することにつきましては、東北アグリヒトの施設を解体撤去するには億単位の費用が生じると東北アグリヒトのほうから説明を受けております。町が解体撤去となれば、町の財政負担が生じることになります。

東北アグリヒトでは、現在自社において少しずつ試験的に解体を始めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4 番（鈴木利博君） では、大綱1の不登校ゼロへの(1)についての再質問を行います。

まず率直に、この不登校というのは町として端的にどのように捉えているものですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（角田倫明君） 答えいたします。

不登校とは、年間30日以上欠席者と捉えておきまして、そのうち病欠欠席等を除いた児童・生徒になります。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4 番（鈴木利博君） 不登校の定義というよりは、この不登校自身、不登校自体というのは、やはりこれはあるよりないほうが望ましいんじゃないかと思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（角田倫明君） 答えいたします。

不登校でございますが、ゼロにこしたことはないと思っておりますが、町長も答弁したとおり、要因は様々でございます。対人関係であったり、家庭環境であったり、学校生活、あとは親子関係、あとは無気力であったりといろいろな要因がございまして、町でもそれぞれ対応しておりますが、苦慮しているところでございます。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4 番（鈴木利博君） 確かにいろいろな要因があるということは重々了解しております。

でも、いろいろな理由があるから、不登校がゼロじゃなくていいのかというのは、それはイコールではないと思うんですね。やはりそこをゼロにしていくのが学校の取組であり、町としての本当の町の何といふのかな、腕の見せ場というんですかね、というふうに私は思うんですけども、その辺どうでしょうかね。

議長（石垣正博君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（角田倫明君） お答えいたします。

教育委員会としましても、ゼロに近づけるよう、一人一人に合った対応を心がけております。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4番（鈴木利博君） 今、答弁に一人一人に合った対応ということだったんですけれども、もうちょっと掘り下げて言うと、例えば何か具体的なプライバシーのあれもあります、例えばこういった取組を実際にしたという、それでこう改善になったという何かそういった何かサクセスストーリーというか、何かもしあったらお願いしたいと思っておりますけれども……。

議長（石垣正博君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（角田倫明君） お答えさせていただきます。

具体的な事例としましては、不登校対応としまして、町では心のケアハウスを設置しております、そちらに通所する生徒に対して対応しております。

具体的には、生活指導であったり、授業、学習の支援であったり、さらには家庭の支援といったところも実施しております、昨年から今年にかけてなんです、小学生2名、ケアハウスのほうに通所しておりましたが今年には復帰しております、今年の小学生の通所はなくなりました。というのが、実際的な例となります。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4番（鈴木利博君） これ小学校じゃなくて、例えばちょっと幼稚園の場合でなんですけれども、ちょっと直接携わっているかどうか分からないんですけれども、例えばもし幼稚園に通っている子供さんでも、もう既に不登校の園児というのが実際にいるのかどうか、もし分かればお願いしたいと思っておりますけれども。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） お答えいたします。

園児で不登校というようなのは、直接は伺ってはいません。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4番（鈴木利博君） ということは、不登校の始まりはいつぐらいなんですか。

小学1年生、2年生、3年生、どうですか、どのように教育課では捉えていますか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（角田倫明君） お答えいたします。

学校教育となりますので、1年生であれば年間30日以上欠席といったところの把握はできておりますが、幼稚園、こども園的などところというのはちょっと把握しておりませんので、それにしましても前兆として休みがちの子がいるのではないかという認識ではあります。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4番（鈴木利博君） 先ほど町民課長から、幼稚園児ではないと。

ということは、大体小学校1年生から始まっていくのかなと思うんですけれども、先ほどの不登校の定義の中で、30日間欠席ということがあったと思うんですけれども、実際そんな30日間も待って不登校だというのは、定義は定義でいいんですけれども、もっと短い期間、例えば1日、2日、3日休んだときに、もうこれは不登校の始まりだというふうに最初から捉えておけば、そんなにそんなにひどくはないと思うんですけどね。

もうひどくなってから不登校だというんじゃなくて、もっと不登校になる以前の前の前の段階から手を打っていくべきかと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（角田倫明君） お答えします。

毎月、学校のほうから欠席者の報告をいただいております、30日になる前、以前に対応をしております。

例えば5日程度とか、10日とか休みになった場合には、学校のほうでそれぞれ個別対応していたりとかというような対応をしておりますので、未然防止には努めているところでございます。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4番（鈴木利博君） ちょっと私もいろいろインターネットで見ると、不登校は決して特別なことではないと。お子さんが今の環境で無理をしない状態を示すサインだという、インターネットでそういったフレーズが書いてあるんですけれども、まさにそのとおりだと思うんですね。

ですから、今の時代、不登校は決して特別なことではないんですよ。ですから、特別じゃないというところをある程度踏まえながら、やっぱり今の子供たちに、何というのかな、接するというか、シグナルというか、サインをやはりうまく探していくのが必要だと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（角田倫明君） お答えさせていただきます。

文部科学省が推進する個別最適な学びというのがございます。「多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に資質・能力を一層確実に育成できるよう、子供一人一人の状況に合わせて最適化された学びを実現する」ということをうたっておりますので、教育委員会としましても、一人一人の状況に合わせて対応しているところでございます。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4番（鈴木利博君） そうなると、今例えば小学校での不登校の児童数、あと中学校における不登校の生徒数というのが、直近でもし分かればお願いしたいと思います。

議長（石垣正博君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（角田倫明君） お答えいたします。

11月末現在で、小学校で11名、中学校で22名となっております。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4番（鈴木利博君） 小学校で11名、中学校で22名ですね。

でも、小学校って全児童数って何人だっけ。60人として、三百五、六十人ぐらいですかね、全校全体のうち。中学校だと70掛ける3で約大体200人ぐらいですかね。200人のうち、もう10分の1が不登校ですか。あっていますか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（角田倫明君） そのとおりでございます。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4番（鈴木利博君） そのとおりだと言われればそうなんですけれども、この数字というのはちょっと異常というか、どうなんですかね。

今、教育課としても、なるようになったからしょうがないんだろうけれども、でもこのままではどうなんですかね。

逆に町長はどうですか。この状態を見て、町長も9月から町長になって、これちょっと私は異常、熊のときよりも今のほうが異常じゃないかと思うんですけれども、どうでしょうか、町長、ずばり。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） はっきり言って少ない数字ではないと感じておりますので、特に中学生ですか、もう少し対応あるのかなと思います。ただ、全国的にこのようなパーセント数字にはなっていることも事実でありますので、本町だけ特になっているわけではないので、ただ率直な考えとしては、先ほど申したとおり、少ないとは感じておりませんので、もう

少し何らかの方法があるのかと思いますので、魅力ある学校づくりというのを掲げておりますが、その辺を具体的にやはり実施していかなければならないという覚悟をもって、考えも持っておりますので。

あとは、鈴木議員も学校関係で同窓会のほうでも携わっているようでもありますから、学校環境等を含んで御提言いただければと思いますので、よろしくお願いします。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4番（鈴木利博君） 今回の不登校ゼロへというのを一般質問した要因というのは、先ほど町長からあった、今、全国的に不登校が多いでしょうという、そういう風潮にはなっているわけですね。

でも、それはやっぱりちょっと違うんじゃないかと思うんですよ。その風土、今の流れじゃなくて、もともとやっぱ不登校はなくて当たり前なんですよ。そこに戻らないと駄目なんじゃないかということで、私、今回この一般質問しているわけですね。

ですから、ここにいる皆さん、教育課の課長もそうですけれども、今どきは不登校いるのが当たり前だろうと、多分そう思っている方もいっぱいいると思うんですね。1人、2人いたっていいんじゃないかと。それはそうかもしれない。でも、今の中学校の全校生徒200人の中の約10%を超えているぐらいいるということは、これ本当熊どころじゃなくて、本当これ真剣に大郷町も考えないといけないという。周りの世の中じゃない、大郷町独自で本当にゼロを目指さないと駄目だと思うんですよ、町長。

ですから、私は今回の一般質問でやっぱり町長がこの大郷町の不登校ゼロという、そういう宣言を出すぐらいの考えじゃないといけないと思います。そんな生半可な気持ちで、なあなあでやっていたら、いつまでたっても駄目だと思います。不登校ゼロが当たり前だという、やっぱ大郷町の保護者、大郷町民にそういったことをやっぱり周知しないと絶対駄目だと思うんですね。その辺どうでしょうか、町長、もう一度お願いします。

議長（石垣正博君） 答弁願います。町長。

町長（石川良彦君） 不登校の対策について、学校現場だけというか、先生だけに頼るということではないと思います。家庭あるいは町全体でのそういった風潮、考えがないと、不登校を減らすということはなかなか難しいんだと思います。

この定義も、30日以上という定義があるんですけども、やはり30日

というのは1年のうちかなり大きい日数だと思います。そういったことを考えると、やはりそこを少なくする努力というのは、家庭環境、地域の環境、社会環境を含んで、その辺は取り組んでいかなきゃならないと考えております。

先ほど言った魅力あるまちづくりとか、行きたくなる学校とか、そういったテーマを掲げて、本町の教育行政これまでやってきておりますので、その辺を具体的に実効性のある形で進めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4番（鈴木利博君） ぜひ大きな期待を持って、石川町長、期待をしておりますので、よろしくをお願いします。

それと、この不登校はですね、確かにないほうはもちろんいいんですけども、ただ不登校もいい面もあって、これもちょっとネットで見ると、不登校は決してゴールではなく、お子さんが自分らしく生きるための通過点だということもありますので、やはり不登校を経験していくというのもこれもまた一つではあるんですけども、やはり目指すところは不登校ゼロです。

途中で不登校になっても、最終的には不登校ゼロになるのがやはり私が求めているところかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、大綱2のほうですね。英語授業のほうでということ、このALTとの関わりなんですけれども、やはりALTを採用する際もなかなかALTというのは、何ていうんですかね、本当に教育者じゃないみたいな方が意外と多くて、扱いが非常に難しいのかなと思うんですけども、よりいい人選を選ぶために、教育課としてはどのような配慮というか、人選選びをしているのか、もし分かればお願ひしたいと思います。

議長（石垣正博君） 答弁願ひます。学校教育課長。

学校教育課長（角田倫明君） お答えさせていただきます。

ALTはあくまでも教員ではなくアシスタントになりますので、人選というよりは、県のほうのJETプログラムを町では活用しております。県からの推薦によってALTを採用しているといったところになります。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4番（鈴木利博君） 県からのということなんですけれども、そう言われればそうなんですけれども、実際今まで課長としてALTと実際に携わる機

会もあったと思うんですけれども、実際どうですか、ALTというの。役に立つというのであれば、やっぱりいてよかったと思うのか、それともこんなもんなのか、それともどうなんですか、単刀直入に。

議長（石垣正博君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（角田倫明君） お答えいたします。

ALTも私も過去にもALT担当として教育委員会にいたことございまして、対応したことがございます。

全く日本語を話せない方、片言に話せる方、日本語を話せる方、様々でございました。その中でも子供たちに国際化、グローバル化に対応できる人材になってほしいというところもありますので、いろいろな形で関わっていただけるかなと思っております。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4番（鈴木利博君） ますますALTとの関わりと、あとALTと生徒・児童がうまく英語で会話できる、そのネイティブな時間をより一層築けることを御期待申し上げます。

続いて、（2）番目のホームステイなんですけれども、これは受入れ先などの情報入手してということなんですけれども、例えば実際に情報入手とここでは終わっていますけれども、実際例えば来年の8月あたりとか、例えば実施するとか、やはりこういうのは入手イコール実行というふうにするのがいいのかなと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（角田倫明君） お答えさせていただきます。

情報入手といいますのは、まず今のところ情報がない状態でございますので、どういった受入れ先があるかといったところから情報を入手していきたいと思っております。

以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4番（鈴木利博君） ぜひ近い将来、実現できることを御期待申し上げます。

続いて、（3）ですね。日本語NGタイムを設けるということで、私がちよっと望むわけなんですけれども、例えば給食の時間帯だとか、ある程度の週1ぐらいとかにしていったほうがより英語を使えるんじゃないかと思うんですけれども、その辺どうでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。学校教育課長。

学校教育課長（角田倫明君） お答えさせていただきます。

町長が答弁しましたように、本町においてはまだ取り入れたことがございません。他の学校では実践しているところもあるとは聞いております。取り入れられるように、学校側と前向きに検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4番（鈴木利博君） ぜひ英語を取り入れていただいて、大郷からバイリンガルな子供がどんどん成長していくことを御期待申し上げます。

そしてまた、この議会においても英語と日本語が同時になるような、それはいいんですけども。

続いて、大綱3ですね。トマト栽培の早期解体のところに移りたいと思います。

これは今、東北アグリヒトと現在も連絡は取り合っているということで、直接、地主さんにもお会いしているようなんですけども、実際、東北アグリヒトとしてはどうなんですかね。本当にやる気があるんですかね、それとも、取りあえず役場から来たからしようがなくやっているのかなって、実際どうなんですか、ぶっちゃけどうなんですか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

町長の答弁にもございましたが、東北アグリヒトとして、事業者としては、しっかり誠意を持って地権者の皆様に御説明したりお会いしたりしています。

それから、役場ともウェブ会議であったり、もしくは会議室において打合せを重ねているところでございます。今後の対応について重ねているところでございます。

以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4番（鈴木利博君） でも、なかなか進まないということは、こんなことはないと思うんですけども、令和元年度の被災になったのを風化させないとか、そんなあれではないですよ。どうですか、風化させない何かそういう別な目的があるとか、そういうことではないですよ。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

事業者、東北アグリヒト様につきましては、令和元年の東日本台風での被災、それから再建を目指してもう一度取り組みましたが、令和4年

7月の大雨で2回被災しております。

その2回目の被災を受けまして、今のところ、事業としては止まっているという状況でございます。決して何か風化させないためという目的ではございません。

以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4番（鈴木利博君） 地代とかなんか今はもう払われていないということなんですけれども、例えば地権者のことを考えると、地権者からすると、結局ああいうふうに住てられて、もともと東北アグリヒトが来るときに、例えば町がある程度介在して企業誘致を多分されたかと思うんですね。そうすると、地権者って結局土地に関しては素人なわけじゃないですか。そうすると、町が大丈夫ですよ、企業誘致ですよ、こうなりますよという夢を持たされて、いざやって、だけどあの状態になって、でも地権者の方もやっぱりある程度高齢の方もいるわけですよ。自分の代で終わっちゃうという方からすると、いつまでもあの状態が続いて先が見えない、地代ももらえない、かえって米を作ったほうがよかったです。

町が介在したということは、やはり一般的な方からすれば、安心、安全、保障というのがある程度担保されているんじゃないのかなって、そういうのがあったからこそ、多分企業誘致に応諾したというか、だと思っうんですね。

だけど、結局、結果的にはそういう状態になっているわけじゃないですか。そうすると、地権者からすると、ちょっと待てよと、いつまでもこれ続くんだと、先も見えないわけですよ。だから、そうなると地権者からすると、ちょっとやっぱり嫌ですよ。

ですから、やっぱり早期解体とかをすべきだと思うんですけども、その辺どうでしょうか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

議員さんおっしゃるとおり、確かに町が介在してとか途中に入って、そういった企業さん、事業者様のお話をさせていただきました。

当時は県の御紹介で事業者のほう町のほうに紹介していただいて、町も県も一緒に入って地権説明会を行いまして、御同意いただいた中であそこに建てることになったという経緯でございます。

実際は契約するに当たっては、町というよりは民々同士の契約ですので、そこについては町は介入できませんということになりますけれど

も、ただいづれ町がやっぱり一緒に地権説明会もしたということもありますので、地権説明会もしくは地権者を訪問する際には、農林振興課としても一緒に同行して一緒にお話を聞く、そして一緒に説明させていただいております。

今後につきまして、なかなか見通しが立っておりませんでしたけれども、東北アグリヒト様、事業者からは今月中、12月中には地権者のほうに方向であったり、地代の関係のお話をさせていただきたいと、町長の答弁にもありましたが、今月中にはその説明会をしたいという意向で動いているそうです。

以上でございます。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4番（鈴木利博君） 今月中にということですから、ある程度地権者さんが納得できる話合いになればいいのかなと思いますし、やはり地権者さんが望むところは、やはりさっさと解体してほしいというのが本音だと思うんですね。

あと、たまった家賃は、地代はもちろん早急に支払ってもらいたいというのが本音だと思いますので、ぜひ町も確かに介在し、契約は確かに民々であると、町も正直言って嫌だと思ってしまうんですけれども、でも乗りかかった船ですから、やはりこれは投げ出さずやるしかないのかなと思いますし、あとこれがうまくいかないと、例えば次の企業誘致するに当たっても、全部町が持っている土地だったらいいんですけれども、やっぱり一般の地権者の方の土地を利用して企業誘致とかする際に、やはりああいう状態を見ると、次に土地を貸す人もやっぱり首を縦に振れませんよね。だと思ってしまうんですけれども、どうですか、その辺は。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答えいたします。

企業誘致の観点から考えますと、やはり来ていただく企業様からすると、進出する土地というのは、きれいなところというのは望むところにはなると思います。

したがいまして、町としても東北アグリヒトさんの今現状建っている建物について、本当に大きな課題だなというふうに考えているところなんですけれども、それがこれから進出を考えている企業様にとっての足かせになるかどうかというのは、どういうふうに考えられるか、進出を検討される企業さんによると思ってしまうんですけれども、なるべく町としてもそういったところに影響がないようにというところはしなければなら

ないかなというふうに思います。

以上でございます。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4 番（鈴木利博君） ちょっと質問が悪かったようなんですけれども、地権者が例えば町からここを企業誘致として貸していただいた場合に、私がもし同じ地権者だとしたら、今の東北アグリヒトのあの状態を見て、貸せるかということなんです。結局、町が介在してあの状態になって、放置された状態のままのところを見て、地権者がもし新たにここを企業誘致として貸していただいた場合に、途中で町は知らないとは言わないけれども、結局、結論から言うと、何かああいう状態だと地権者からすると、えっというふうに思いますよね。そこを言いたかったんですよ。分かっていますかね。

議長（石垣正博君） 答弁願います。商工観光課長。

商工観光課長（武田力也君） お答えいたします。

もちろん解体をされた状況でなければ、企業としては進出はできない状況でありますので、そちらのほうは、土地としては建物が建っていない状況で進出をしなければならぬというふうなことになってくると思います。

地権者さんの考えというところもでございますけれども、まずは今ある東北アグリヒトさんの建物というものは、もちろんその次の企業誘致というのがある場合には、そちらのほうは一旦きちんときれいな状態にする必要があるというふうには考えております。

以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4 番（鈴木利博君） 若干ちょっとニュアンスが違うですけれども、でもいずれにしてもあの状態であるということは、次のほかの企業誘致をする場合にも、やっぱり大郷町に何年間もああいうふうに何かゴーストみたいなトマト栽培のあれがあると。

だから、新たに土地を貸していただいた場合に、町が介在してこの土地を企業誘致として貸していただいた場合に、やっぱり地権者も地代は入るかもしれないですけれども、やっぱり怖いですよ。

先ほど本間課長のほうにありましたけれども、町・県は介在する、紹介するはいいんですけれども、契約に関しては民々というのは分かるんですけれども、その契約をする際にも確かに原状回復とかということまで、ちょっと少しはみ出してその契約の内容をやっぱり精査するとい

うか、精査してあげるといふことももちろん必要じゃないかと思うんですね。万が一駄目になったときに、じゃあどうするかという問題ありますよね。

今回、東北アグリヒトも今、対応するとは言ふものの、確かに解体費用だって億単位という、こちらの答弁にありますけれども、じゃあその億単位のお金、どこから持ってきてできるんだとなった場合に、実際どうなんですかね。私はちょっと難しいんじゃないかと思うんですけどね。ここは町はあんまり分からないところだと思うんですけれども、実際、農林振興課の課長としてはどのように考えていますか。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

アグリヒト様からは、これぐらい解体にかかるだろうというある程度の金額は教えていただいております。

その中で、実際に今、あそこは生産が止まっていてお金を生んでいない施設ですので、どのようにその費用を生み出すかということになるかと思うんですけれども、まずは、今、自社で区画を切って、この面積を解体するのにどれだけの人数とどれだけの時間がかかるのか、処分費用がどれだけかかるのかというのを試験的に行ってみて、それ掛ける面積にして、計算をして、できるだけ撤去するような形で今考えているというお話までは受けております。

以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4番（鈴木利博君） できるだけ撤去っていうよりもあれは撤去しないといけないと思うんですけれども、あとお金の捻出だけの問題だと思うんですね。

だから、もし駄目なら駄目で、法的に最悪破産するかなんかなのかなと思うんですけれども、もし仮にあそこがもし破産したとしますよね。それから債権者会議とかいろいろあると思うんですけれども、土地の地権者からすると、結局、あのままの状態になるのかなと思うんですけれども、もしそうなった場合、地権者からするとやっぱり町のほうに、最後は誰にすがるかといったら、多分町にすがると思うんですね、地権者は。すがるどころないですから、県か町かしかないわけですよ。そういうふうには、例えば地権者からどうしてもこれじゃ駄目だと、何とか町でやってくれと、解体しないと町の責任だよと、もしせがまれたら町としてどうですか。もしお考えがあれば。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

そのようなケースが今後発生するかどうかというところもありますけれども、まずは先ほど申し上げましたが、今月、アグリヒト様から地権者に対して、地代であったりいろんな説明がなされます。その中で、アグリヒト様が今後どのようにあの場所を再建というか、撤去して地権者にお返しするのか、どうしていくのかという話がありますので、それを踏まえて考えていきたいと思いますが、今、軽々に破産した場合とかそういうことはちょっと申し上げられないかなというふうに思っております。

以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4番（鈴木利博君） 確かにこの場でそんなこと言えるわけではないと思いますので、分かります。

でも、もし万が一、本当に自己破産してしまっただけで、債権者会議があって、どうにもならなくなった場合には、多分地権者は本当にすぐるところはもう町・県だと思っただけですね。

そうなった場合に、やっぱり町としてもある程度誠意を持った対応をせざるを得ないのかなと思いますので、そのときはぜひ誠意ある対応をお願いしたいと思います。どうでしょうか、最後に。

議長（石垣正博君） 答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（本間文二君） お答えいたします。

そういった場合につきましては、基本的には法的に全て整理されるのかなというふうに思っております。

以上です。

議長（石垣正博君） 鈴木利博議員。

4番（鈴木利博君） そうなるときはそうなるときで、地権者さんにやはり町を最後まで信用してよかったと思われるような最後まで対応していただきたいと思います。

これで一般質問を終わります。

議長（石垣正博君） これで鈴木利博議員の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時15分といたします。

午 前	1 1 時 5 7 分	休 憩
午 後	1 時 1 5 分	開 議

議長（石垣正博君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 同意第2号 大郷町教育委員会委員の任命につき同意を
求めることについて

議長（石垣正博君） 日程第3、同意第2号 大郷町教育委員会委員の任命
につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（石川良彦君） それでは、私のほうから同意第2号 大郷町教育委員会
委員の任命につき同意を求めることについて。

下記の者を大郷町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の
組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規
定により議会の同意を求める。

記

住所 大郷町中村字原町30番地

氏名 高橋幸也

生年月日 昭和58年12月27日

令和7年12月2日 提出

大郷町長 石川良彦

なお、経歴については次ページを御覧願いたいと思います。

高橋幸也氏の任期につきましては、令和7年11月30日をもって満了し
ており、議会の同意が得られ次第、令和7年12月1日に遡及して任命す
る予定でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（石垣正博君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、議会運営に関する基準111号により討
論は省略し、投票による表決といたします。

これより、同意第2号 大郷町教育委員会委員の任命につき同意を求
めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（石垣正博君） ただいまの出席議員は全員であります。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に5番赤間則幸議員、6番佐々木和夫議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石垣正博君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、議会運営に関する基準118条の規定により白票は否決扱いとなります。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（石垣正博君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石垣正博君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石垣正博君） 投票漏れなしと認めます。

開票を行います。赤間則幸議員及び佐々木和夫議員の立会いをお願いをいたします。

〔開 票〕

議長（石垣正博君） 投票の結果を報告します。

投票総数 11票

うち有効投票 11票

無効投票 0 です。

有効投票のうち 賛成 11票

反対 0 票 です。

以上のおおり、賛成全員であります。

したがって、同意第2号 大郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに決定をいたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

- 関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 5 1 号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 5 2 号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 5 3 号 大郷町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 5 4 号 大郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 5 5 号 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第 1 0 議案第 5 6 号 令和 7 年度大郷町一般会計補正予算(第 6 号)
- 日程第 1 1 議案第 5 7 号 令和 7 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 1 2 議案第 5 8 号 令和 7 年度大郷町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 1 3 議案第 5 9 号 令和 7 年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 1 4 議案第 6 0 号 令和 7 年度大郷町水道事業会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 1 5 議案第 6 1 号 令和 7 年度大郷町下水道事業会計補正予算(第 2 号)

議長(石垣正博君) 日程第 4、議案第 50 号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、日程第 5、議案第 51 号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、日程第 6、議案第 52 号 職員の給与に関する条例の一部改正について、日程第 7、議案第 53 号 大郷町税条例の一部を改正する条例について、日程第 8、議案第 54 号 大郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、日程第 9、議案第 55 号 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について、日程第 10、議案第 56 号 令和 7 年度大郷町一般会計補正予算(第 6 号)、日程第 11、議案第 57 号 令和 7 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)、日程第 12、議案第 58 号 令和 7 年度大郷町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)、日程第 13 号、議案第 59 号 令和 7 年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)、日程第 14、議案第 60 号 令和 7 年度大郷町水道事業会計補正予算(第 3 号)、日程第 15、議案第 61 号 令和 7 年度大郷町下水道事業会計補正予算(第 2 号)を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず初めに、議案第50号及び議案第51号、議案第52号並びに議案第55号について説明を求めます。総務課長。

総務課長（熊谷有司君） 皆さん、こんにちは。

議案第50号の提案理由を申し上げます。

議案書3ページをお開き願います。

議案第50号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和41年大郷町条例第6号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年12月2日 提出

大郷町長 石川良彦

初めに、本条例の改正理由につきまして申し上げます。

令和7年人事院勧告等に準じ、大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、期末手当の改定でございます。令和7年12月期から改定を行います。

1つ目といたしまして、期末手当を0.025月分引き上げ、年3,475月とし、12月期に差額支給をいたします。

2つ目といたしまして、期末手当を令和8年度より6月期、12月期に均等支給いたします。

4ページを御覧いただきます。

改正条文について御説明をいたします。

第1条は、現条例の第5条第3項中「100分の172.5」を「、6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の175」に改めるものでございます。

第2条は、改正後条例の第5条第3項中「、6月に支給する場合には100分の172.5、12月期に支給する場合には100分の175」を「100分の173.75」に改めるものでございます。

附則の第1条につきましては、この条例は公布の日から施行するものでございます。

ただし、第2条の規定につきましては、令和8年4月1日から施行するものでございます。

また、第2項としまして、改正後の新条例の規定は、令和7年4月1日から適用するものでございます。

第2条は、期末手当の内払いを規定したものでございます。

議案第50号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての説明は以上でございます。

続きまして、5ページでございます。

議案第51号について提案理由を申し上げさせていただきます。

議案第51号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例（昭和41年大郷町条例第8号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年12月2日 提出

大郷町長 石川良彦

議案第51号につきましては、議案第50号の大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正と同じ内容となっておりますので、改正内容、改正文は省略させていただきます。

議案第51号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正についての説明は以上でございます。

続きまして、次ページ、7ページでございます。

議案第52号の提案理由を申し上げます。

議案第52号 職員の給与に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例（昭和32年大郷町条例第12号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年12月2日 提出

大郷町長 石川良彦

初めに、本条例の改正理由につきまして申し上げます。

令和7年人事院勧告等に準じ、職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、月例給、期末手当、勤勉手当、通勤手当及び宿日直手当の改定でございます。

月例給の改定は、令和7年4月1日に遡及をいたします。

主な内容は、別記第1のとおりでございます。初任給をはじめ、若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全俸給表の引上げ改定でございます。

初任給は、高卒で1万2,300円、大卒で1万2,000円の引上げとなっております。

俸給月額、平均改定率3.62%となっております。

期末手当、勤勉手当の改定は、令和7年12月期から改定をいたします。

一般職は、1つ目としまして、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.025月引き上げ、年4.65月とし、12月期に差額支給をいたします。

2つ目といたしまして、期末手当及び勤勉手当を令和8年度より、6月期、12月期に均等支給いたします。

定年前再任用短時間勤務職員は、1つ目として、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.025月引き上げ、年2.45月とし、12月期に差額支給をいたします。

2つ目といたしまして、期末手当及び勤勉手当を令和8年度より、6月期、12月期に均等支給いたします。

通勤手当の改定につきましては、10キロ以上の距離区分を対象に200円から7,100円までの幅で引き上げ、令和7年4月1日に遡及をいたします。

宿日直手当の改定につきましては、宿日直勤務1回につき4,400円から4,700円に引き上げます。また、勤務時間が午前8時30分から午後零時30分までと定められている日の宿日直勤務6,600円から7,500円に引き上げます。

8ページを御覧いただきたいと思えます。

改正条文につきまして御説明をいたします。

第1条は、第10条の4第2項第2号ウ中「7,100円」を「7,300円」に改め、同号エ中「10,000円」を「10,400円」に改め、同号オ中「12,900円」を「13,500円」に改め、同号カ中「15,800円」を「16,600円」に改め、同号キ中「18,700円」を「19,700円」に改め、同号ク中「21,600円」を「22,800円」に改め、同合ケ中「24,400円」を「25,900円」に改め、同号コ中「26,200円」を「29,100円」に改め、同号サ中「28,000円」を「32,300円」に改め、同号シ中「29,800円」を「35,500円」に改め、同号ス中「31,600円」を「38,700円」に改めるものでございます。

第17条第1項中「4,400円」を「4,700円」に改め、「6,600円」を「7,050円」に改めるものでございます。

第18条第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、第3項中「100分の70」を「「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」」に改めるものでございます。

第19条第2項第1号中「100分の105」を「、6月に支給する場合は100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同項第2号中

「100分の50」を「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」に改めるものでございます。

別表第1を10ページから13ページのように改めるものでございます。
14ページを御覧いただきたいと思えます。

第2条は、改正後条例の第18条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、第3項中「100分の125」を「100分の126.25」に改め、「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」を「100分の71.25」に改めるものでございます。

第19条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改めるものでございます。

附則の第1条は、この条例は公布の日から施行するものでございます。

ただし、第2条の規定は令和8年4月1日から施行するものでございます。

また、第2項中、改正後の新条例の規定は令和7年4月1日から適用するものでございます。

附則の第2条は、給与の内払いを規定したものでございます。

附則の第3条は、規則への委任事項でございます。

議案第52号 職員の給与に関する条例の一部改正についての説明は以上でございます。

続きまして、議案55号です。

130ページを御覧いただきたいと思えます。

議案第55号 宮城県市町村職員退職手当組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、組合役員及び議会議員に対して報酬を支給することに伴い、宮城県市町村職員退職手当組合同規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月2日 提出

大郷町長 大郷町長 石川良彦

初めに、規約の変更理由につきまして申し上げます。

宮城県市町村職員退職手当組合は、構成市町村等の職員の退職に伴う退職手当の支給事務を行っておりますが、組合設立当時から組合議会議員等への報酬については支給しない取扱いとなっております。

しかし、地方自治法においては、議員報酬、非常勤の特別職への報酬及び地方公共団体の長への給与を支給しなければならない規定となっております。さらに、設立時よりも加入職員数の増加や運用基金の増加、定年延長に伴う職員数の動向など検討すべき事項が増えてきている事情等を鑑み、議員報酬等を支給するため、規約の一部を改正するものでございます。

なお、本規約の変更にあつては、本町を含む全構成団体において協議及び議決を経なければならないこととなっております。

131ページを御覧いただきます。

別紙の変更条文について御説明いたします。

第8条の見出しを削り、同条を次のように改めるものでございます。

第10条中第5項を削り、第6項を第5項とするものでございます。

附則といたしまして、この規約は令和8年4月1日から施行するものでございます。

議案第55号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更についての説明は以上でございます。

以上、議案第50号、第51号、第52号、第55号につきまして、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げ提案理由の説明といたします。

議長（石垣正博君） 以上で、議案第50号及び議案第51号、議案第52号並びに議案第55号について説明を終わります。

次に、議案第53号について説明を求めます。税務課長。

税務課長（片倉 剛君） それでは、議案第53号の提案理由を御説明いたします。

議案書の15ページを御覧ください。

議案第53号 大郷町税条例の一部を改正する条例について

大郷町税条例（昭和36年大郷町条例第17号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年12月2日 提出

大郷町長 石川 良彦

大郷町税条例は、税法改正に伴い総務省または各都道府県が作成している市町村税条例準則を基に一部改正を行っておりますが、現行の大郷町税条例は、準則と条番号等の内容に差異がございました。法令事務の効率性と正確性を維持するため、今年度、税条例整備調査業務を実施し、その整備調査結果に伴い、本条例を改正するものです。

また、今回は地方税法の改正に伴う大郷町税条例の一部改正ではなく、全部で151条から成る条例全体の構成を見直して整備したことに伴う改正となっております。

16ページ、別紙を御覧ください。

条例の主な改正内容について御説明いたします。

目次及び本則並びに附則を改正するものでございます。

17ページを御覧ください。

第4条削除と表記しております。これは準則に合わせた表記としております。

改正前税条例第3条の2が、改正後税条例5条へ変更になったことに伴い、これ以降の条番号を全て順次繰り下げ、準則とのずれを修正整備し、それに伴い、各項等の引用条番号にずれが生じたため、ずれを修正し、文言の整理を行ったものでございます。

19ページを御覧ください。

第10条徴収猶予の取消し。

35ページを御覧ください。

第42条個人の町民税の納期前の納付。

60ページを御覧ください。

第70条固定資産税の納期前の納付。

この3条につきましては、改正前税条例に規定がなく、準則に合わせる必要があることから、新規制定したものでございます。

他の条文につきましては、句読点や送りがな、言い回しなどを準則どおりとしております。

124ページを御覧ください。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

また、本条例改正により条ずれを起こす他の条例につきましては、第2条において一部改正を行うものでございます。

以上、議案第53号につきまして提案内容の説明といたします。

ただいま御説明いたしました議案第53号につきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石垣正博君） 以上で、議案第53号について説明を終わります。

次に、議案第54号について説明を求めます。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） それでは、議案第54号につきまして提案理由を御説明を申し上げます。

議案書128ページを御覧ください。

議案第54号 大郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

大郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成9年大郷町条例第2号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年12月2日 提出

大郷町長 石川良彦

初めに、改正理由について申し上げます。

現在、各家庭から排出される粗大ごみにつきましては、黒川地域行政事務組合の環境管理センターで処理しておりますが、スプリングマットレスは構造的に処理が難しいことから、処理困難物として専門の民間業者に1枚5,500円で処分を委託しております。

粗大ごみの処理手数料は、種類にかかわらず全て1点400円としており、大きな開きがあることから処理手数料を改定するものでございます。

次のページの別紙にて御説明申し上げます。

改正の内容といたしましては、スプリングマットレスの処理手数料を1点当たり400円から4,000円に改正するものでございます。

なお、それ以外の粗大ごみにつきましては、従来どおり、1点400円のままとし、附則といたしまして、施行期日を令和8年4月1日からとするものです。

以上、議案第54号につきまして提案理由の説明といたします。

ただいま御説明いたしました議案第54号につきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石垣正博君） 以上で、議案第54号について説明を終わります。

次に、議案第56号について説明を求めます。財政課長。

財政課長（菅野直人君） それでは、議案第56号 一般会計補正予算（第6号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書2ページをお開き願います。

議案第56号 令和7年度大郷町一般会計補正予算（第6号）

令和7年度大郷町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,389万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億9,960万

7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年12月2日 提出

大郷町長 石川良彦

まず、今回の補正予算の概要について御説明いたします。

主な内容としましては、人事院勧告による人件費の調整、国が進める住民基本台帳、税、健康管理等の標準システム本格稼働のためのスタートセットアップ業務委託料、保守業務委託料及び使用料、土地売却収入の公共施設整備基金積立金、老朽化による地域包括支援センター及びふれあい号の車両購入費、介護給付費の増による介護保険特別会計繰出金、被害対策のための有害鳥獣対策協議会補助金、8組織の農業施設等の長寿命化を図る多面的機能活動組織交付金、志田谷地排水機場及び行井堂堰の施設整備について国の補正予算がついたことによる事業前倒しのための県営事業負担金、大郷中学校室内運動場LED化改修工事設計業務委託料、町民体育館解体工事設計支援業務委託料等による増となります。

歳入においては、国・県補助金等の特定財源、地方交付税、税収確定見込みによる固定資産税、財政調整基金、公共施設整備金及び長寿社会対策基金等において財源調整をしております。

続きまして、3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正により、款項ごとに内容を御説明いたします。まず、歳入です。

第1款町税第2項固定資産税1億6,533万4,000円の増額補正です。固定資産税の確定見込みによる増となります。

第10款地方特例交付金第1項地方特例交付金290万1,000円の増額補正です。住宅借入金等特別税額控除(減収補填分)等の増で、県通知によるものです。

第11款地方交付税第1項地方交付税2億2,181万1,000円の増額補正です。交付額の決定による増で、県通知によるものです。

第15款国庫支出金第1項国庫負担金104万円の増額補正です。対象者増による未熟児医療の療養医療費の増、障害児通所サービスの利用者増による療養医療負担金の増等によるものです。

第2項国庫補助金55万2,000円の減額補正です。保健師人件費等の対象事業費の減による子ども・子育て支援交付金の減になります。

第16款県支出金第1項県負担金74万7,000円の増額補正です。確定による保険料軽減のための後期高齢者医療保険基盤安定負担金、先ほど国庫負担金で御説明した未熟児医療の療養医療費負担金の県負担金分等の増になります。

第2項県補助金1,482万8,000円の増額補正です。補助単価増による3団体への環境保全型農業組織等交付金、8組織への農業施設等の長寿命化を図る多面的機能活動組織交付金の増等によるものです。

第17款財産収入第1項財産運用収入8,000円の増額補正です。森林環境整備基金利子の利率増によるものです。

第2項財産売払収入280万4,000円の増額補正です。未利用のため池1件及び廃道敷1件の売払収入です。

第19款繰入金第1項基金繰入金3億5,841万4,000円の減額補正です。財源調整としての財政調整基金、公共施設整備基金の調整、地域包括支援センター及びふれあい号の車両購入のための長寿社会対策基金繰入によるものです。

第21款諸収入第5項雑入2,928万7,000円の増額補正です。前年度精算による後期高齢者医療療養給付金市町村負担金返還金、令和5年度納付誓約書に基づく株式会社大郷地域振興公社からの農山漁村活性化プロジェクト支援交付金返納金等による増です。

第22款町債第1項町債410万円の増額補正です。庁舎屋内消火栓設備交換修繕工事の完了による防災対策事業債の調整、町民体育館解体工事設計支援業務による公共施設等適正管理推進事業債の増等によるものです。

歳入補正額合計8,389万4,000円の増額補正となります。

続きまして、4ページでございます。

歳出です。

第1款議会費第1項議会費77万6,000円の増額補正です。人事院勧告による議員及び職員の人件費の調整です。

第2款総務費第1項総務管理費3,443万4,000円の増額補正です。人事院勧告等による人件費の調整、国が進める住民基本台帳、税、健康管理等の標準システム本格稼働のためのスタートセットアップ業務委託料、保守業務委託料及び使用料、住民情報システムの標準化の移行遅延による現システムの使用期間延長に伴う保守業務委託料及び賃借料、用途廃止としていた土橋明ヶ沢入山のため池及び大松沢狸沢の廃道敷の売払収入の公共施設整備基金積立て等による増です。

第2項徴税費188万8,000円の増額補正です。人事院勧告等による人件費の調整です。

第3項戸籍住民基本台帳費54万5,000円の増額補正です。人事院勧告等による人件費の調整です。

第3款民生費第1項社会福祉費2,093万4,000円の増額補正です。人事院勧告等による人件費の調整、老朽化による地域包括支援センター及びふれあい号の各1台の車両購入費、介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修のための介護保険特別会計（事務費分）繰出金、介護サービスの利用者及び利用単価増による介護保険特別会計（給付費分）繰出金等の増によるものです。

第2項児童福祉費74万3,000円の増額補正です。国基準額の増改定による子育て支援センター運営管理業務委託料、障害児通所サービス利用者増による障害児相談支援給付金の増等によるものです。

第4款衛生費第1項保健衛生費373万1,000円の増額補正です。人事院勧告等による人件費の調整、対象者増による未熟児医療の療養医療費給付費の増等によるものです。

第4項上下水道費44万円の増額補正です。地方公会計企業繰出基準に基づき、公営企業の健全化のため、令和5年度の経営損失分等として職員の基礎年金負担金を水道事業会計補助金として一般会計から補助するための増です。

第5款農林水産業費第1項農業費2,828万円の増額補正です。人事院勧告による人件費の調整、イノシシや熊、アオサギ対策のための活動回数増及び機器購入による有害鳥獣対策協議会補助金、8組織の農業施設等の長寿命化を図る多面的機能活動組織交付金、補助単価増による3団体への環境保全型農業組織等交付金、川内下実成水利組合のポンプ修繕のための土地改良事業補助金、志田谷地排水機場及び行井堂堰の施設整備について、国の補正予算がついたことによる事業前倒しのための県営事業負担金、ふれあいセンター21浄化槽の故障によるブロー交換工事費、

道の駅おおさと広告塔の工事発注を進める中で、劣化が著しいことが判明したため、広告塔修繕工事費を減額し、調査業務委託料を計上することと等による増でございます。

第2項林業費8,000円の増額補正です。森林環境整備基金利子の利子変更による増でございます。

第6款商工費第1項商工費135万6,000円の増額補正です。人事院勧告等による人件費の調整になります。

第7款土木費第1項土木管理費109万7,000円の増額補正です。人事院勧告等による人件費の調整です。

第4項住宅費48万3,000円の増額補正です。修繕数増加による町営住宅の給湯器修繕料の増です。

第5項都市計画費470万2,000円の減額補正です。人事院勧告等による地域おこし協力隊人件費の調整、今年度募集を見送ることになった空き家対策のための委託型地域おこし協力隊業務委託料の減等によるものです。

第9款教育費第1項教育総務費188万7,000円の増額補正です。人事院勧告による人件費の調整、廃棄が必要となった小中学校の血压計及び体温計等の処理業務委託料等の増となります。

第2項小学校費158万6,000円の増額補正です。人事院勧告による教育補助員人件費の調整、校庭南側足洗場漏水及び校舎ホーン型スピーカー等の修繕料の増等になります。

第3項中学校費392万5,000円の増額補正です。人事院勧告による教員補助者人件費の調整、電気オープンレンジを設置するためのコンセント配線及び昇降口フロアヒンジ等の修繕料、室内運動場LED化改修工事設計業務委託料及び設計支援業務委託料等の増です。

第4項社会教育費857万6,000円の増額補正です。人事院勧告等による人件費の調整、文化会館2階畳交換及び大松沢社会教育センター玄関前のり面等の修繕料、解体の方針となった町民体育館のバレーボールポールやごみ箱等の館内物品廃棄業務委託料及び解体工事のための町民体育館解体工事設計支援業務委託料等の増となります。

5ページをお開き願います。

第5項保健体育費2,032万3,000円の減額補正です。人事院勧告による人件費の調整、学校給食センター排水管及び蒸気配管等の修繕料、学校給食センター外壁等改修工事の完了等による減等になります。

第11款公債費第1項公債費175万円の減額補正です。臨時財政対策債の

利子等償還金の利率見直し等による減です。

歳出補正額合計8,389万4,000円の増額補正となります。

以上、補正前の予算額59億1,571万3,000円に、歳入歳出とも8,389万4,000円を増額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ59億9,960万7,000円とするものでございます。

続きまして、6ページの第2表債務負担行為補正について御説明申し上げます。

今回の補正は、債務負担行為の追加26件、変更3件となります。

まず、1、追加です。

事項、期間、限度額の順に御説明いたします。

1、令和8年度大郷町議会広報印刷業務。設定期間は令和7年度から令和8年度まで。限度額は145万3,000円です。次年度当初からの業務の円滑な執行のため、年度内に契約を行う必要があることから設定するものです。

2、議場システム保守業務。設定期間は令和7年度から令和8年度まで。限度額は66万円です。次年度当初からの業務の円滑な執行のため、年度内に契約を行う必要があることから設定するものです。

3、令和8年度広報おおさと印刷業務。設定期間は令和7年度から令和8年度まで。限度額は390万5,000円です。次年度当初から業務の円滑な執行のため、年度内に契約を行う必要があることから設定するものです。

4、L G W A N回線使用料。設定期間は令和7年度から令和12年度まで。限度額は513万円です。全国自治体が利用するインターネットから切り離された行政占用回線の使用料で、県推奨接続方式として令和8年1月から5年間、新たな回線接続契約を締結する必要があることから設定するものです。

5、住民情報システム保守業務。設定期間は令和7年度から令和8年度まで。限度額は558万1,000円です。子ども・子育て及び児童手当システムの標準化の移行遅延に伴い、令和8年12月まで現行システム契約を延長する必要があることから設定するものです。

6、標準システム運用管理保守業務。設定期間は令和7年度から令和8年度まで。限度額は7,854万円です。国が進める住民基本台帳、税、健康管理等の標準システムの令和8年3月からの本格稼働に当たり、13か月間の契約を行う必要があることから設定するものです。

7、ガバメントクラウドネットワーク運用管理保守業務。設定期間は

令和7年度から令和8年度まで。限度額は660万円です。設定理由は前件と同じです。

8、住民情報システム賃貸借。設定期間は令和7年度から令和8年度まで。限度額は184万7,000円です。設定理由は、5の住民情報システム保守業務と同じで、子ども・子育て及び児童手当システムの標準システム化の移行遅延に伴い、令和8年12月まで現行システム契約を延長する必要があることから設定するものです。

9、住民情報システムソフトウェア使用料。設定期間は令和7年度から令和8年度まで。限度額は376万2,000円です。設定理由は前件と同じとなります。

10、標準システム使用料。設定期間は令和7年度から令和8年度まで。限度額は2,245万8,000円です。設定理由は、6の標準システム運用管理保守業務と同じで、国が進める住民基本台帳、税、健康管理等の標準システムの令和8年3月からの本格稼働に当たり、13か月間の契約を行う必要があることから設定するものです。

11、グーグルワークスペース使用料。設定期間は令和7年度から令和8年度まで。限度額は308万5,000円です。役場内のメールやスケジュール管理、ファイル共有のためのクラウド型アプリケーションツール、グーグルワークスペースの使用料で、15の庁舎等電話交換機設備賃貸借に関連するものでございます。既存の電話交換機及び固定電話からスマートフォン職員各1台の導入により、個人携帯の公務使用の制限、パソコンとの連携による業務効率化、災害対応力の向上、ペーパーレス化を図るもので、次年度当初から業務の円滑な執行を行うため、年度内に契約を行う必要があることから設定するものです。

12、ふるさと納税委託業務。設定期間は令和7年度から令和8年度まで。限度額はふるさと納税額の14.0%以内の額です。インターネットを利用した専用サイトの構築及び返礼品に関する業務を一括して委託するもので、次年度当初からの業務の円滑な執行のため、年度内に契約を行う必要があることから設定するものです。

13、令和8年度自家用電気工作物保安管理業務。設定期間は令和7年度から令和8年度まで。限度額は256万7,000円です。役場庁舎、小中学校、体育施設等12か所について、電気事業法第38条において定める自家用電気工作物の適切な維持管理及び同法に規定する保安管理規程の制定、届出等の業務を委託するものであり、次年度当初からの管理の業務の円滑な執行のため、年度内に契約を行う必要があることから設定する

ものです。

14、役場庁舎宿日直業務。設定期間は令和7年度から令和10年度まで。限度額は2,682万9,000円です。現契約の満了による次年度当初から円滑に執行するため、新たに3年間の契約を年度内に締結する必要があることから設定するものです。

15、庁舎等電話交換機設備賃貸借。設定期間は令和7年度から令和13年度まで。限度額は4,500万円です。2年間の再リース契約により7年間使用する既存の電話交換機及び固定電話の耐用年数経過から、新たな電話交換機等の導入にあたり、個人携帯の公務使用の制限、パソコンとの連携による業務効率化、災害対応力の向上、ペーパーレス化を図るため全施設・職員各1台のスマートフォンを導入するもので、再リース期満了による令和9年1月から5年間の契約を締結するため、契約事務及び運用準備に時間を要することから設定するものです。

16、障害福祉サービスシステム賃貸借。設定期間は令和7年度から令和12年度まで。限度額は858万円です。現契約期間内容の変更により、新たに5年間の契約を年度内に締結する必要があることから設定するものです。

7ページをお開きください。

17、保健センター電話交換機設備賃貸借。設定期間は令和7年度から令和8年度まで。限度額は12万6,000円です。現在使用中の電話交換機及び電話機を再リースで令和8年3月から1年間更新するため、年度内に契約を締結する必要があることから設定するものです。

18、郷郷ランド清掃管理業務。設定期間は令和7年度から令和10年度まで。限度額は1,206万3,000円です。現契約の満了により、次年度当初から円滑に執行するため、新たに3年間の契約を年度内に締結する必要があることから設定するものです。

19、町道緊急維持工事。設定期間は令和7年度から令和8年度まで。限度額は1,650万円です。次年度当初から円滑に執行するため、年度内に契約を行う必要があることから設定するものです。

20、公共土木積算システム賃貸借。設定期間は令和7年度から令和12年度まで。限度額は416万円です。現契約の満了により、次年度当初から円滑に執行するため、新たに5年間の契約を年度内に締結する必要があることから設定するものです。

21、大郷小学校スクールバス運行業務（運賃改定分）。設定期間は令和7年度から令和8年度まで。限度額は396万1,000円です。貸切りバスの

新たな運賃・料金の国土交通省公示により、令和8年度分の委託料の変更をするに当たり、次年度当初から円滑に執行するため増額分を設定するものです。

22、大郷中学校スクールバス運行業務（運賃改定分）。設定期間は令和7年度から令和8年度まで。限度額は63万7,000円です。設定理由は前件と同じになります。

23、大郷小学校印刷機賃貸借。設定期間は令和7年度から令和12年度まで。限度額は396万円です。現契約の満了により、次年度当初から円滑に執行するため、新たに5年間の契約を年度内に締結する必要があることから設定するものです。

24、大郷中学校印刷機賃貸借。設定期間は令和7年度から令和12年度まで。限度額は396万円です。設定理由は前件と同じとなります。

25、大郷町野球場等芝管理及び体育施設等草刈除草業務。設定期間は令和7年度から令和10年度まで。限度額は2,161万5,000円です。現契約の満了により、次年度当初から円滑に執行するため、新たに3年間の契約を年度内に締結する必要があることから設定するものです。

26、学校給食賄材料購入。設定期間は令和7年度から令和8年度まで。限度額は3,932万8,000円です。次年度当初から円滑に執行するため、年度内に契約を締結する必要があることから設定するものです。

続いて、2、変更です。

事項、補正前、補正後の順に御説明いたします。

1、障害福祉計画策定業務。設定期間は補正前と同じで、契約締結により限度額を568万7,000円から539万円に変更するものです。

2、地域自殺対策計画策定業務。設定期間は補正前と同じで、契約締結により限度額を313万5,000円から297万円に変更するものです。

3、大郷町奨学資金貸与（令和7年度貸付分）。設定期間は令和7年度から令和10年度までを、令和7年度から令和12年度までに変更し、限度額を792万円から432万円に変更するものです。令和7年度新規貸付額の確定によるもので、設定期間の変更は6年制の大学生への貸付けがあったためでございます。

続きまして、8ページ、第3表地方債補正について御説明いたします。

今回の補正は、地方債の追加1件、変更1件となります。

まず、追加です。

1、公共施設等適正管理推進事業。町民体育館解体工事に向けた解体工事設計支援業務に係るもので、限度額は590万円です。利率5.0%以内。

ただし、利率見直し方式で借り受ける資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とし、償還の方法は、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協議するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、また繰上償還もしくは低利に借換えすることができるものとしております。本事業に関する充当率は90%で、充当率のうち50%の交付税措置が講じられます。

次に、変更です。

起債の目的、補正前、補正後の順に御説明いたします。

1、防災対策事業。庁舎屋内消火栓設備交換修繕工事に係る起債で、事業完了により限度額を510万円から330万円に変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様です。

一般会計補正につきましての内容は以上でございます。

以上、議案第56号の提案理由の説明を終わります。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石垣正博君） 以上で、議案第56号について説明を終わります。

ここで10分間休憩といたします。

午 後 2 時 2 2 分 休 憩

午 後 2 時 3 2 分 開 議

議長（石垣正博君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第57号及び議案第59号について説明を求めます。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） それでは、議案第57号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の36ページを御覧ください。

議案第57号 令和7年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和7年度大郷町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ89万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,669万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」に

よる。

令和7年12月2日 提出

大郷町長 石川良彦

今回の補正は、被保険者に係る出産育児一時金の増額や子育て支援補助金の交付確定に伴う精算減が主なもので、財源として県交付金や一般会計や財政調整基金からの繰入金などで調整したものでございます。

次のページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

第3款県支出金第1項県補助金73万9,000円の増額です。療養費の増額に伴うものでございます。

第5款繰入金第1項他会計繰入金102万3,000円の増額です。出産育児一時金の増額に伴う一般会計からの繰入れによるものでございます。

第2項基金繰入金86万5,000円の減額です。財源調整のため、財政調整基金から繰入れを減額するものでございます。

以上、歳入合計89万7,000円の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

第1款総務費第1項総務管理費14万円の減額です。国保情報集約連携端末の導入完了に伴う請差分の減によるものでございます。

第2項徴税费125万9,000円の減額です。子育て世帯への支援事業として実施した18歳未満の被保険者に係る均等割相当額分の補助金交付事業の完了によるものでございます。

第2款保険給付費第1項療養諸費74万円の増額です。1人当たりの給付費が増加しているためのものでございます。

第4項出産育児諸費150万1,000円の増額です。今後、出産を予定している被保険者2名と転入者1名、計3名分に係る出産育児一時金を計上したものでございます。

第5款保健事業費第2項保健事業費5万5,000円の増額です。医療費通知などの郵便発出数の増によるものでございます。

以上、歳出合計89万7,000円の増額補正でございます。

補正前の予算額10億1,579万8,000円に、歳入歳出それぞれ89万7,000円を増額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ10億1,669万5,000円とするものでございます。

以上で、議案第57号の説明を終わります。

続きまして、議案第59号について提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の56ページを御覧ください。

議案第59号 令和7年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和7年度大郷町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ67万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,128万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月2日 提出

大郷町長 石川良彦

今回の補正は、歳入では保険基盤安定負担金軽減分に伴う一般会計からの繰入金、歳出では広域連合への納付金見込みによる補正が主なものでございます。

次のページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

第3款繰入金第1項一般会計繰入金67万6,000円の増額です。保険基盤安定負担金軽減分として一般会計からの繰入金が増になるためのものでございます。

以上、歳入合計67万6,000円の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金第1項後期高齢者医療広域連合納付金67万6,000円の増額です。広域連合への納付金の見込み増によるものでございます。

以上、歳出合計67万6,000円の増額補正でございます。

補正前の予算額1億1,061万2,000円に、歳入歳出それぞれ67万6,000円を増額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ1億1,128万8,000円とするものでございます。

以上で、議案第59号の説明を終わります。

ただいま御説明いたしました議案第57号、議案第59号につきまして、事項別明細書を御覧いただき、御審議の上、御可決賜りますようお願い

申し上げます。

議長（石垣正博君） 以上で、議案第57号及び議案第59号について説明を終わります。

次に、議案第58号について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（小野純一君） それでは、議案第58号につきまして提案理由を御説明いたします。

各種会計補正予算書の44ページを御覧願います。

議案第58号 令和7年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和7年度大郷町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,536万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,589万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 既定の債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和7年12月2日 提出

大郷町長 石川良彦

今回の補正予算は、歳入におきましては、サービス事業費や事務経費の増額に伴う交付金や国・県補助金、一般会計繰入金の調整のほか、基金繰入金の財源調整を図ったものとなります。

歳出におきましては、施設介護サービス費、介護予防サービス費、介護予防サービス計画費などの増が主なものになります。

なお、10月末現在の第1号被保険者数65歳以上は3,008人、総人口に占める割合は40.7%です。同じく第1号被保険者に係る要介護等の認定者数は620人で、第1号被保険者に占める割合は20.6%、総人口に占める割合は8.4%となっております。

それでは、45ページを御覧願います。

第1表歳入歳出予算補正について、款項ごとに御説明いたします。

まず歳入ですが、第3款支払基金交付金第1項支払基金交付金の補正金額は1,686万3,000円の増額で、対象事業費の27%が交付されるもので

あり、施設介護サービス費、介護予防サービス費、介護予防サービス計画費などの介護給付費の増によるものです。

次に、第4款国庫支出金第1項国庫負担金の補正金額は1,040万7,000円の増額で、支払基金交付金と同様、介護給付費の増によるものです。

次に、第2項国庫補助金の補正金額は168万7,000円の増額で、保険者努力支援交付金の交付決定と、介護保険制度改正に伴うシステム改修に係る交付金の増によるものです。

次に、第5款県支出金第1項県負担金の補正金額は1,079万1,000円の増額で、支払基金交付金、国庫負担金と同様、介護給付費の増によるものです。

次に、第6款財産収入第1項財産運用収入の補正金額は1,000円の増額で、定期積立している介護給付費準備基金の利率見直しに伴う利子の増によるものです。

次に、第7款繰入金第1項一般会計繰入金の補正金額は918万6,000円の増額で、支払基金交付金などと同様、介護給付費の増による介護給付費繰入金と介護保険制度改正に伴うシステム改修に係る事務費繰入れの増によるものです。

次に、第2項基金繰入金の補正金額は1,642万5,000円の増額で、介護給付費準備基金により財源調整を行うものです。

歳入補正額合計は、6,536万円の増額となります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

第1款総務費第1項総務管理費の補正金額は264万6,000円の増額で、介護保険制度改正に伴うシステム改修費の増、高額介護サービス費支給処理件数増に伴う支払処理手数料の増によるものです。

次に、第3項介護認定審査会費の補正金額は5万3,000円の増額で、人事院勧告により介護認定調査員の人件費の増によるものです。

次に、第2款保険給付費第1項介護サービス等諸費の補正金額は5,968万7,000円の増額で、介護老人福祉施設・介護老人保健施設における施設介護サービス等の給付費のサービス単価、実績件数の増によるものです。

次に、第2項介護予防サービス等諸費の補正金額は276万8,000円の増額で、介護予防サービス給付件数の増、介護予防サービス計画給付件数の増に伴うものです。

次に、第4款基金積立金第1項基金積立金の補正金額は1,000円の増額

で、歳入の財産運用収入と同様、定期積立てしている介護給付費準備基金の利率見直しに伴う利子積立ての増によるものです。

次に、第6款諸支出金第1項償還金及び還付加算金の補正金額は20万5,000円の増額で、当初見込みより過年度還付が多かったため増額補正するものです。

歳出補正額合計は、6,536万円の増額となります。

以上、補正前の予算額11億9,053万2,000円に歳入歳出とも6,536万円を増額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ12億5,589万2,000円とするものです。

続きまして、債務負担行為補正について御説明いたします。

47ページを御覧願います。

第2表債務負担行為補正。

1、変更。

1、介護保険事業計画策定業務。補正前の期間は同じです。令和7年度から令和8年度まで。限度額が752万円です。

補正後の期間は、令和7年度から令和8年度で変更ありません。限度額は726万円となります。契約完了により委託金額が確定しましたので、その差額を減額補正するものとなります。

介護保険特別会計補正予算についての説明は以上となります。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願いいたします。

議長（石垣正博君） 以上で、議案第58号について説明を終わります。

次に、議案第60号及び議案第61号について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（赤間良悦君） 議案第60号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

63ページをお開き願います。

今回の補正についてですが、収益的な部分での基礎年金拠出金経費が公営企業繰出基準に該当したことに伴う他会計補助金の増、人事院勧告等による職員人件費の調整、水道施設老朽化に伴う修繕費等による増、企業債利息の確定に伴う企業債利息の減が補正の主なものでございます。

それでは、御説明いたします。

議案第60号 令和7年度大郷町水道事業会計補正予算（第3号）
（総則）

第1条 令和7年度大郷町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度大郷町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款水道事業収益を43万8,000円増額補正し、2億4,917万5,000円とするものでございます。

第2項営業外収益、同額は公営企業職員に係る基礎年金拠出金に要する経費が公営企業繰出基準に該当しましたことから、他会計補助金として予算を計上するものでございます。

支出になります。

第1款水道事業費用を165万3,000円増額補正し、2億9,979万円とするものでございます。

第1項営業費用172万6,000円は、人事院勧告等による職員人件費調整額、大松沢浄水場水位調整弁の修繕の計上によるものでございます。

第2項営業外費用7万3,000円の減は、企業債利息の金額確定により、支払利息の差額分を減額計上するものでございます。

次ページをお開き願います。

（債務負担行為）

第3条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりとする。

事項1つ目でございます。令和8年度給配水管等修繕費。期間を令和7年度から令和8年度までとし、限度額を1,200万円とするものでございます。不測の事態の際に令和8年度当初から対応する必要があることから、債務負担行為を定めるものでございます。

（議会の議決を経なければ、流用することのできない経費）

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費を51万6,000円増額補正し、1,458万5,000円に改めるものでございます。

令和7年12月2日 提出

大郷町長 石川良彦

以上で、議案第60号 水道事業会計の補正予算（第3号）の説明を終わります。

続きまして、69ページをお開き願います。

議案第61号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正についてですが、収益的な部分での人事院勧告等による職員人件費の調整、吉田川流域下水道維持管理負担金の増、企業債利息の確定に伴う企業債利息の減が補正の主なものでございます。

それでは、説明いたします。

議案第61号 令和7年度大郷町下水道事業会計補正予算（第2号）
（総則）

第1条 令和7年度大郷町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 令和7年度大郷町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございます。

第1款下水道事業費用を295万7,000円増額補正し、3億6,765万5,000円とするものでございます。

第1項営業費用337万6,000円の増は、人事院勧告等による職員人件費の調整、吉田川流域下水道維持管理負担金によるものでございます。

第2項営業外費用41万9,000円の減は、企業債利息の金額確定により、支払利息の差額分を減額計上するものでございます。

次ページをお開き願います。

（債務負担行為）

第3条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおり定める。

事項の1つ目でございます。令和8年度公共下水道マンホールポンプ点検清掃業務。期間を令和7年度から令和8年度までとし、限度額を1,466万3,000円とするものでございます。点検清掃業務の委託期間が年度末で終了するため、令和8年度当初からの業務について債務負担行為を設定し、点検清掃を行うものでございます。

事項の2つ目でございます。令和8年度農業集落排水事業粕川地区処理施設維持管理業務。期間を令和7年度から令和8年度までとし、限度額を827万4,000円とするものでございます。維持管理業務の委託期間が年度末で終了するため、令和8年度当初からの業務について債務負担行為を設定し、維持管理を行うものでございます。

事項の3つ目でございます。令和8年度農業集落排水事業マンホールポンプ点検清掃業務。期間を令和7年度から令和8年度までとし、限度

額を791万5,000円とするものでございます。点検清掃業務の委託期間が年度末で終了するため、令和8年度当初からの業務について債務負担行為を設定し、点検清掃を行うものでございます。

事項4つ目でございます。令和8年度農業集落排水処理施設自家用電気工作物保安管理業務。期間を令和7年度から令和8年度までとし、限度額を18万円とするものでございます。電気工作物保安管理業務の委託期間が年度末で終了するため、令和8年度当初からの業務について債務負担行為を設定し、電気工作物の保安管理を行うものでございます。

事項5つ目でございます。令和8年度戸別合併処理浄化槽管理業務。期間を令和7年度から令和8年度までとし、限度額を2,978万3,000円とするものでございます。管理業務の委託期間が年度末で終了するため、令和8年度当初からの業務について債務負担行為を設定し、保守管理点検を行うものでございます。

事項の6つ目でございます。令和8年度戸別合併処理浄化槽清掃業務。期間を令和7年度から令和8年度までとし、限度額を1,415万1,000円とするものでございます。清掃業務の委託期間が年度末で終了するため、令和8年度当初からの業務について債務負担行為を設定し、清掃を行うものでございます。

事項7つ目でございます。令和8年度戸別合併処理浄化槽設置工事。期間を令和7年度から令和8年度までとし、限度額を1,432万9,000円とするものでございます。設置工事について、設置希望者に対し速やかに対応するために、令和8年度当初からの工事について債務負担行為を設定し、工事を行うものでございます。

事項の8つ目です。公共上下水道積算システム賃貸借。期間を令和7年度から令和12年度までとし、限度額を407万5,000円とするものでございます。賃貸借期間が年度末で終了するため、令和8年度当初からの賃貸借について債務負担行為を設定し、賃貸借を行うものでございます。

(議会の議決を経なければ、流用することのできない経費)

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費を112万9,000円増額し、3,013万1,000円に改めるものでございます。

令和7年12月2日 提出

大郷町長 石川 良彦

以上で、議案第61号 下水道事業会計の補正予算(第2号)の説明を終わります。

ただいま説明申し上げました議案第60号、議案第61号につきまして、補正予算説明書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

議長（石垣正博君） 以上で、議案第60号及び議案第61号について説明を終わります。

議長（石垣正博君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

御苦勞さまでございました。

午 後 3 時 0 2 分 散 会

上記の会議の経過は、事務局長 三浦 光の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員